

2025 年度(令和 7 年度)

法学研究科 法曹養成専攻要覧

教育目的・履修要項・諸規則など



大阪公立大学大学院 法学研究科法曹養成専攻

目次

I. 法学研究科法曹養成専攻の教育目的・理念・目標----- 1

II. 履修要項

1. 専攻・分野等の名称、修了時の学位、入学定員 -----	3
2. 学年・学期・授業期間等 -----	3
3. 授業の方法および授業時間 -----	3
4. 授業科目の種類 -----	3
5. 授業科目の単位、単位制 -----	4
6. 履修課程と履修上の注意 -----	4
7. 科目ナンバリングのルール -----	5
8. 履修登録 -----	5
9. 成績評価・試験 -----	6
10. 成績評語と GPA 制度 -----	7
11. 既修得単位の認定（再入学の場合を除く） -----	8
12. 定期試験受験心得 -----	8
13. 成績評価についての異議申立て -----	9
14. 休講・欠席について -----	9
15. 他大学における授業科目の履修等 -----	12
16. 前期終了時の修了 -----	12
17. 年限短縮等 -----	12
18. 学籍について -----	13
19. 修学上の配慮・支援について -----	13
20. 修了要件 -----	13
21. 専門科目履修課程 -----	14
22. 各種資格（受験資格） -----	14

III. 学事日程

1. 2025 年度学事日程 -----	15
----------------------	----

IV. 諸 規 則

1. 法学研究科法曹養成専攻履修規則 -----	19
2. 法学研究科法曹養成専攻カリキュラム -----	29
3. 法学研究科法曹養成専攻エクスターンシップ実施規則 -----	42

4. 法曹養成専攻中小企業向け法律相談実施規則	45
5. 法学研究科法曹養成専攻成績疑義申立制度に関する規則	46
6. 法学研究科法曹養成専攻試験等における不正行為に関する取扱規則	48
7. 法学研究科法曹養成専攻特待生制度取扱規則	52
8. 法学研究科法曹養成専攻特待生制度取扱規則の運用要領	54
9. 法学研究科法曹養成専攻前期終了時の修了取扱規則	56
10. 法学研究科法曹養成専攻資料室利用における暫定的な措置に関する規則	58
11. 法学研究科法曹養成専攻自習室利用規則	60
12. 定期試験の持込等について	62
13. 定期試験の受験上の注意・定期試験における筆記具の取扱について	63

V. そ の 他

1. 学生への連絡事項について	65
2. 履修登録について	65
3. 諸手続について	65
4. 司法試験の在学中受験について	66
5. 法学研究科法曹養成専攻科目ナンバリングについて	67
6. 大学院法学研究科後期博士課程入学選抜要項（抄）	70

VI. 名 簿

1. 法学研究科法曹養成専攻授業担当教員名簿	73
2. 教員名簿	76

付 録

1. 大阪公立大学法学会会則	79
2. 杉本キャンパスマップ	82
3. 本館地区各教室見取り図	83

※規則の最新版は事務室にあります。

I 法学研究科法曹養成専攻の 教育目的・理念・目標

I. 法学研究科法曹養成専攻の 教育目的・理念・目標

■教育目的

複雑な利益対立が生じる都市とそれを中軸として形成される現代社会において、様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた真のプロフェッションとして、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに対応し、社会的弱者を深く理解しそれに共感することができ、多発する国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争などに的確に対応できる法曹として活躍できる人材を養成する。

■教育理念

真のプロフェッションと呼びうるためには、まず第1に、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していなければならない。第2に、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければならない。そして第3に、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければならない。本法科大学院は、大都市という環境の中で、こうした意味での真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。

■教育目標

1. 全ての法曹に不可欠な現行法についての十分な知識と考え方を確実に身につける。
2. 現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を身につける。
3. 現行法を固定的で万能なものとは見ることなく、法の発展に寄与することのできる「善き法律家」たりうる能力を身につける。
4. 人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を持つ「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」たりうる能力を身につける。

Ⅱ 履 修 要 項

Ⅱ．履修要項

1．専攻・分野等の名称、修了時の学位、入学定員

専攻・分野	学位	定員
法曹養成専攻	法務博士 (Juris Doctor)	30

2．学年・学期・授業期間等

学 年：4月1日～翌年3月31日

学 期：前期：4月1日～9月23日

後期：9月24日～翌年3月31日

3．授業の方法および授業時間

(1) 授業の方法

授業は、講義、演習若しくは実習のいずれかにより、又はこれらの併用により行います。

- ・ 講義では、基本的な専門知識の修得を目的とし、教員による説明及び学生との質疑応答を行います。
- ・ 演習では、専門知識の深化と応用能力の涵養を目的とし、教員による説明、学生との質疑応答、学生相互の意見交換を行います。
- ・ 実習では、修得した専門知識・理論を将来の法曹実務において実践するための基礎を身につけることを目的とし、実務家教員の指導のもとで体験的・総合的な学習の機会を持つことにより行います。

(2) 授業時間

時限	時間
1 時限	9:00-10:30
2 時限	10:45-12:15
3 時限	13:15-14:45
4 時限	15:00-16:30
5 時限	16:45-18:15

4．授業科目の種類

授業科目は専門科目のみで、法学研究科法曹養成専攻履修規則（以下「履修規則」という。）の定めるところによります。なお、法学研究科法曹養成専攻の大学院生は、全研究科を対象とする「大学院共通教育科目」を履修することはできません。

5. 授業科目の単位、単位制

授業科目の単位においては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して決定します。本学においては次に掲げる基準により単位数を計算します。

※大学において1単位の修得には「45時間」の学修が必要であり、その際の「1時間」は実際の45分に相当します。すなわち、「2時間」は90分授業（1時限）に相当します。

授業の方法	授業時間	単位数
講義・演習	毎週2時間15週	2単位
実習	30時間	1単位

6. 履修課程と履修上の注意

（1）遠隔授業について

一部授業は、授業支援システム(Moodle)等によりオンラインで行うことがあります。

（2）集中講義について

週1回の授業ではなく、短期間で授業を行う集中講義を開講することがあります。集中講義の開講日については学生ポータル（UNIPA）等により事前に周知します。集中講義の履修登録については、それぞれ前期・後期の履修登録期間中に登録してください。履修登録期間の時点で希望する集中講義の開講日が未定の場合でも、履修希望者は必ず履修登録してください。

（3）履修に関する相談について

①オフィスアワー

各授業担当教員は、オフィスアワーを設定しています。これは、指定された曜日・時間には、事前に予約なしでも学生が訪問し、履修に関することや授業中の疑問などを解決するための相談ができる時間のことです。大いに活用してください。（オフィスアワーは、シラバスを参照してください。）

②相談窓口について

履修にあたっては、授業科目の内容説明（シラバス等）を参考にし、履修や進路に関し相談等がある場合は、法曹養成専攻事務室または担当教員等に相談してください。

（4）科目名称について

科目名称の末尾に数字あるいは英字等の表現がある場合は、以下のルールを表しています。

- ・ 「〇〇論 1、2～」

科目内容に順序性がある科目群について使用します。ただし、必ずしも 1 の履修が 2 の履修の前提条件になっているとは限りません。

- ・ 「〇〇論 A、B～」

科目内容に順序性がない科目群について使用します。

7. 科目ナンバリングのルール

科目ナンバリングは、教育課程の体系性を示すために、科目に記号と番号を組みあわせて付与することによって、科目の学問分野、カリキュラム内での位置づけを示す仕組みです。本学では、科目の属性に応じて、アルファベットと数字を組み合わせた 13 桁で構成された番号を、下記のとおり①開設部局・②学問分野・③科目レベル・④科目区分・⑤連番・⑥使用言語・⑦授業形態として各科目に付番しています。詳細は本学 Web サイトをご覧ください（科目ナンバリング一覧表参照）。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13
A	A	A	A	A	A	0	0	0	0	0	-	J	1
└──────────┘					└────────┘			└─┘	└─┘	└────────┘			
①					②			③	④	⑤			
									</				

③ 履修登録の確認

履修登録の締め切り後の履修登録状況確認日・抽選結果発表日に、学生ポータル（UNIPA）の「抽選希望登録対象一覧」画面および「学生時間割表」画面上にて抽選科目の抽選結果および履修登録内容の確認が可能になります。履修登録状況確認日・抽選結果発表日に登録内容を点検し、希望どおり正しく登録されているか確認してください。特に、エラーが出ている科目については、履修登録修正期間内に修正してください。

※履修登録について、詳しくは「履修登録の手引」を参照してください。

（２）シラバス

シラバスには、各研究科のカリキュラムにおける科目の位置付けや授業の方法、授業概要、到達目標、授業計画、成績評価の方法等が記載されています。履修登録にあたっては、授業時間割表やシラバス等を確認し、自身の学習計画を立ててください。

9. 成績評価・試験

（１）成績評価方法・単位の修得

履修科目の成績は、シラバスで授業科目ごとに示されている方法で各授業担当教員によって評価され、合格した科目に単位が与えられます。

実授業時間数（定期試験を除く）の4分の3以上出席していない学生には、当該科目の単位は与えられません。

なお、学校感染症に指定されている感染症（季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）に基づく出席停止措置により出席しなかったときは、欠席とは扱われません。該当する場合は、法曹養成専攻事務室に相談してください。

成績の評語については「10. 成績評語と GPA 制度」で記載します。成績は学生ポータル（UNIPA）で確認することができます（定められた期間を除く）。

（２）定期試験

単位の認定は基本的に試験の成績によって行われますが、試験を行わず、レポートや平常の成績等によって単位認定が行われることもあります。

試験を実施する場合は、原則として、授業期間終了後（試験期間）に実施します。

試験の時間割は学生ポータル（UNIPA）を確認してください。

（３）追試験

病気、その他やむを得ない理由により試験を欠席した場合には、追試験を行うことがあります（履修規則第18条参照）。また、不合格になった科目の再試験は一切実施しま

せん。

10. 成績評語と GPA 制度

履修科目の成績は、下表の基準にもとづき評価され、発表は評語により行います。履修登録した各科目の成績に GP (Grade Point) を割り当てて、その平均を取ったものを GPA (Grade Point Average) といいます。学修の達成度を客観的に評価するための指標として学期ごとに算出され、修了するために必要な単位をただ修得するのではなく、学生が主体的にかつ充実した学習効果をあげることがを目的としています。GPA は学期ごとに、以下の数式により算出されます。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{当該期で得た科目の GP 値} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{※当該期に履修登録した総単位数}}$$

※GPA 対象科目のみ

評語	基準	100 点方式による素点等	GP
AA	極めて優秀と認められる成績である	100 点以下 90 点以上	4
A	優秀と認められる成績である	90 点未満 80 点以上	3
B	良好な水準に達していると認められる成績である	80 点未満 70 点以上	2
C	合格と認められるが今後の努力を要する成績である	70 点未満 60 点以上	1
F	不合格の成績である	60 点未満または成績評価基準にもとづく評価をしない科目で不合格となった科目	0
T (取消)		試験等での不正行為	0
N (認定)		単位認定された科目	対象外
P (合格)		成績評価基準にもとづく評価をしない科目で合格となった科目	対象外

GPA の対象となる科目は、原則として、履修登録した全ての科目です。ただし、上表の「単位認定された科目」、「成績評価基準にもとづく評価をしない科目で合格となった科目」は GPA から除かれます。また、成績証明書には、発行した時点での通算 GPA が記載されます。

通算 GPA は、以下の数式により算出されます。

$$\text{通算 GPA} = \frac{(\text{各学期で得た科目の GP 値} \times \text{その単位数}) \text{の合計}}{\text{※各学期で履修登録した単位数の合計}}$$

※GPA 対象科目のみ

学生の成績評価を相対評価で行う場合には、合格者のうちで各レターグレードの者が占める割合は、原則として以下のとおりとします。ただし、合格者が 10 名未満の場合は、この限りではありません。

AA（素点 90 点以上）評価の者	10%以内
A（素点 80 点以上 90 点未満）評価以上の者	30%以内
B（素点 70 点以上 80 点未満）評価以上の者	80%以内

1 1. 既修得単位の認定（再入学の場合を除く）

本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において科目を履修し、修得した単位については、研究科の履修課程に照らして有益と認められる場合に限り、合計 33 単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定されることがあります（履修規則 21 条参照）。

また、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づく認定連携法曹基礎課程を修了して入学した学生が、本学大学院に入学する前に大学院において科目を履修し、修得した単位については、合計 49 単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定されることがあります（履修規則第 21 条の 2 参照）。

いずれの場合にも、該当者は、入学前の所定の期日までに法曹養成専攻事務室へ申し出る必要があります。

1 2. 定期試験受験心得

- (1) 試験開始までに入室し、試験監督者の指示に従ってください。
- (1-2) 試験室においては、黒板に掲示の着席表のとおり着席してください。
- (2) あらかじめ履修登録した科目のみ、受験することができます。
- (3) 受験に際しては、必ず学生証を持参し、着席した机の上に置いてください。学生証を忘れた場合は、事前に法曹養成専攻事務室で仮受験票の交付を受けてください。これを怠った場合は、受験を許可しないことがあります。
- (4) 試験を開始して 30 分経過後の遅刻者は受験を許可されません。
- (5) 試験を開始して 30 分を経過しなければ退出は許されません。
- (6) 机上には、持ち込みを許可されたもの（教科書、ノートなど）がある場合を除い

て、学生証、筆記具以外を置いてはいけません。持ち込みが可能な指定六法については、「定期試験の持込等について」を参照してください。

- (6-2) 定期試験における筆記具は、黒インクのボールペンまたは万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないもの）に限ることとします。これは、司法試験の論6666 文式試験において指定される筆記具と同じものです。
- (7) 携帯電話などの電子機器は、特に許可された場合を除き、電源を切り、かばんの中に入れてください。また、音を発する物（たとえば時計のアラーム）などで、他人に迷惑をかけてはいけません。
- (8) 受験中、学生相互間の物品（筆記具を含む）の貸借は一切認められません。また、私語をしてはいけません。
- (9) 配付された答案用紙には、所定の箇所に、学籍番号、氏名などを必ず記入してください。
- (10) 答案用紙は試験監督者から配付されたものを使用し、書き損じた答案用紙も全て提出してください。配付されたものは、許可されたもの以外は持ち帰ってはいけません。
- (11) 試験監督者が不正行為を認めた場合には、受験の停止、退室などを命ずることがあり、受験者はこれに従わなければいけません。
- (12) 対面試験と同様に遠隔試験についても一切の不正行為を禁じます。
- (13) レポート試験について、次の行為に対して不正行為とみなします。
 - ① 他者のレポートの一部または全部を書き写す行為
 - ② 他者にレポート作成を依頼する行為
 - ③ 他者に依頼されて本人の代わりにレポートを作成する行為
 - ④ レポートのデータや資料等を捏造または改ざんする行為
 - ⑤ その他、上記の不正行為に準ずる行為
- (14) 試験（遠隔試験、レポート試験も含む）で不正行為を行った学生に対しては、原則としてその試験実施日が属する学期に履修中の科目の成績を全て無効とします。
- (15) 不正行為を行った学生は、学則に基づいた懲戒処分（訓告、停学、退学）の対象になることもあります。
- (16) いかなる試験においても自己または他人のために不正行為をしてはいけません。

13. 成績評価についての異議申立て

成績評価についての異議申立てについては、成績疑義申立制度に関する規則に従います。

14. 休講・欠席について

- (1) 気象条件の悪化、交通機関の運休等による授業の休講および定期試験の延期措置

について

① 気象条件の悪化による授業の休講について

キャンパス所在地を含む地域に暴風（暴風雪）警報、または各種の特別警報が発令されているときは原則として当該キャンパスでの全ての授業を休講とします（定期試験を含む）。ただし、別表のとおり警報解除の時刻により、全部または一部の授業を行います。

授業中または試験中に、キャンパス所在地を含む地域に暴風（暴風雪）警報、または各種の特別警報が発令されているときは、原則として、実施中の授業・試験についてはそのまま行い、その次の時限から当該キャンパスでの授業は休講とします。

また、学外実習などは、前記事項を踏まえ担当教員の指示により授業を行わないことがあります（実習施設の所在地を含む地域に暴風（暴風雪）警報、または各種の特別警報が発令されたときは実習を行いません）。

なお、気象条件の悪化による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

② 交通機関の運休による授業の休講について

次の交通機関のいずれかが運休（事故等による一時的な運行停止を除く）を行った場合の授業は原則として休講とします（定期試験を含む）。ただし、別表のとおり運行再開の時刻により、全部または一部の授業を行います。

また、交通機関の計画運休や運休見通し情報が発表された場合は、対象路線や運休期間等の発表内容に基づき、事前に休講とする場合があります。

なお、交通機関の運休による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

- ・ JR 阪和線全線
- ・ JR 大阪環状線全線および OsakaMetro 御堂筋線全線が同時

③ 地震発生時の取扱い

キャンパス所在地を含む地域で震度 5 強以上の地震が観測された場合、該当するキャンパスでの当日の授業は休講とします。翌日以降は災害状況等を考慮の上、休講措置の有無を判断します。なお、地震が大阪府内当該地域以外で発生した場合または震度 5 強未満の場合は、公共交通機関の運行状況に応じて対応することとします。

また、地震を起因とする自然災害等により、避難に関する情報が発表された場合についても状況により休講等の対応を行うことがあります。

（注意事項）①～③による休講措置がないにもかかわらず、外的要因により登下校が困難になる場合の措置については、⑥を参照してください。また、上記にかかわらず、自らの身の安全を最優先に行動してください。

④ 遠隔授業（同時双方向型に限る）において授業支援システム（Moodle）が停止した場合の休講について

授業支援システムが停止した場合は同時双方向型の授業に限り、原則として休講とします（授業担当教員から履修者へ個別の連絡がある場合は除きます）。ただし、別表のとおり授業支援システムの復旧の時刻により、全部または一部の授業を行います。また、遠隔授業（オンデマンド型）については休講の措置を行いません。

（別表）

運行再開・警報解除 授業支援システムの復旧の時刻	休講となる授業	実施する授業
午前 7 時以前	－	全授業
午前 10 時以前	午前開始の授業	午後開始の授業
午前 10 時を過ぎても解除されない場合	全授業	－

⑤ その他注意事項

対面授業をオンライン中継する授業（ハイフレックス授業等）の取り扱いについては、対面授業を行っているキャンパスの授業が休講される場合にも同様に休講とします。

上記に挙げる理由以外にも、自然災害等によりキャンパスを含む所在地に避難に関する情報の発表や、Jアラート（全国瞬時警報システム）が発令された場合、学生の安全確保のために休講措置をとる場合があります。

なお、午前 9 時以降における授業の実施については、上記の取扱いを原則としつつ、状況に即して教育推進本部長が例外の判断をする場合があります。その際には、学生ポータル（UNIPA）により周知します。

⑥ 登下校が困難な場合の救済措置

上記により休講措置をとらない場合であっても、学生の居住地または通学経路にある地域で、次のいずれかに該当する事態が発生したことにより学生が授業等に出席できない場合（帰宅困難となる恐れがある場合を含む）、後日、授業担当者に欠席届を提出し、配慮を申し出てください。

1. 居住地を含む地域における震度 5 強以上の地震が観測された場合
2. 居住地を含む地域における避難指示の発令
3. 居住地を含む地域における気象警報（暴風（暴風雪）警報、または特別警報）等の発表
4. その他災害等（居住地を含む地域又は通学経路における上述の 3 事由に準ずる

災害等)の発生

5. 通学経路上の交通機関の運休または大幅な遅延の発生

(2) 授業欠席時の取扱いについて

授業を欠席する場合、欠席理由(病気、忌引等)の如何を問わず原則として欠席届を授業担当教員に提出してください。授業科目の成績評価等の配慮については、授業担当教員の裁量によります。欠席届は、学生ポータル (UNIPA) > 学生 Navi > 「授業・履修」からダウンロードできます。

また、定期試験を病気、その他やむを得ない理由によって欠席する場合は追試験を行うことがありますので(履修規則第 18 条参照)、法曹養成専攻事務室に相談してください。

なお、以下の場合の特例として通常と対応が異なります。

- ・学校感染症に指定されている感染症(季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等)に罹患した場合、出席停止となり、速やかに大学に報告が必要となります。授業支援システム (Moodle) の「学校感染症罹患時報告」を確認し、報告してください。

- ・裁判員制度に伴う裁判に出席する場合

裁判員制度により裁判員(候補者)に選出され、裁判所に出頭するために授業を欠席しなければならない場合は、「欠席届」に加えて、裁判所からの呼出状(写)等を授業担当教員に提出することで、成績評価等についての配慮の対象となります。配慮の内容については、授業担当教員の裁量によります。

15. 他大学院における授業科目の履修等

教育上有益であると認められたときには、他の大学院等における授業科目の履修、研究指導の一部を受けることおよび外国の大学院への留学を認められることがあります、その場合修了に必要な単位として認められることがあります(履修規則第 22 条参照)。

16. 前期終了時の修了

前期終了時の修了については、法学研究科法曹養成専攻前期終了時の修了取扱規則の定めるところによります。

修了予定者が集中講義を履修する場合には、日程の都合上、集中講義の単位を修了判定において考慮できない場合があるので、履修登録時に法曹養成専攻事務室に相談してください。

17. 年限短縮等

修業年限の短縮については、履修規則の定めるところによります。

18. 学籍について

(1) 休学

病気その他やむを得ない理由で引き続き2ヶ月以上修学できない場合は、「休学願」を提出することにより、休学が認められることがあります。休学を希望する場合は、法曹養成専攻事務室に申し出て、その指示を受けてください。なお、「休学願」の提出は休学を開始する日の前日（前期からの休学の場合は3月31日、後期からの休学の場合は9月23日）までに行わなければなりません。また、休学を延長する場合も、上記と同様の手続をおこなう必要があります。

休学期間は、通算して2年を超えることができません。休学期間は在学年数に算入しません。

(2) 復学

休学期間中にその事由が消滅した場合は、申し出て復学することができます。復学するためにはその学期の授業料を納入しなければなりません。

(3) 留学

留学を願い出る場合は、担当教員等による指導助言を受けた上で、留学を開始する日の前日までに「留学願」を提出しなければなりません。

(4) 退学

退学を希望する場合は、法曹養成専攻事務室に申し出て、その指示を受けてください。前期をもって退学する場合は前期末、後期をもって退学する場合は後期末までに「退学願」を提出しなければなりません。学期開始後に提出した場合は、その学期の授業料を納入しなければなりません。

(5) 除籍

指定された期日までに授業料を納入しなかった場合、または在学年限内に所定の単位を修得できなかった場合において、「退学願」の提出のないとき等は、除籍となります。

(6) 再入学

退学または除籍された者が、再入学を願い出た場合は、教授会の選考を経て許可されることがあります。ただし、再入学の願い出は、退学または除籍の日から2年以内に限ります。

19. 修学上の配慮・支援について

疾病・障がいおよび社会的障壁を有する学生で個別具体的な修学上の配慮・支援を必要とする場合は、アクセシビリティセンターまたは法学研究科アクセシビリティ支援委員に申し出てください。

20. 修了要件

専攻を修了するためには、所定の修業年限以上在学し、履修規則の定めるところによ

り専門科目 97 単位以上を修得しなければなりません。

2 1. 専門科目履修課程

専門科目の履修課程については、履修規則第 7 条以下を参照してください。

2 2. 各種資格（受験資格）

修了した者については、司法試験の受験資格が与えられます。

なお、一定の要件を満たす者については、在学中に司法試験の受験資格が与えられることがあります。詳細は、「V. 4 司法試験の在学中受験について」を参照してください。

Ⅲ 学 事 日 程

2025年度法曹養成専攻学事日程

学年開始	4月1日（火）
ガイダンス	4月1日（火）
導入プログラム	4月2日（水）
入学式（休講）	4月3日（木）
前期授業開始	4月4日（金）
振替授業日（火曜日の授業実施）	5月2日（金）
補講日（1・2年次生）	7月16日（水）、17日（木）
祝日授業実施日	7月21日（月祝）
補講日	7月25日（金）
前期定期試験	7月29日（火）～8月8日（金）
後期履修ガイダンス	8月8日（金）〔予定〕
補講日	8月12日（火）
追試験	8月下旬
成績開示日	8月29日（金）
夏季休業	8月13日（水）～9月23日（火）
後期授業開始	9月24日（水）
振替授業日（月曜日の授業実施）	9月24日（水）
振替授業日（火曜日の授業実施）	9月25日（木）
振替授業日（月曜日の授業実施）	10月14日（火）
祝日授業実施日	11月24日（月祝）
冬季休業	12月27日（土）～1月4日（日）
共通到達度確認試験（1年次生）	1月11日（日）
大学入学共通テストに伴う休講措置	1月16日（金）
補講日	1月20日（火）・21日（水）
後期定期試験	1月26日（月）～2月5日（木）
次年度前期履修ガイダンス	2月5日（木）〔予定〕
補講日	2月6日（金）
追試験	2月下旬
成績開示日	2月26日（木）
春期休業	2月7日（土）～
学位授与式	3月24日（火）

※ 新歓祭及び大学祭期間中の休講措置はない。また、集中講義等については別途履修受験届提出期間を定める場合があるため、掲示に注意すること。

★ 振替授業日 … 各曜日に一定の授業回数を確保するため、授業回数が多い曜日に授業回数が

少ない曜日の授業を行う。

★ 研 修 期 間 … 集中講義等が行われることがある。

第 5 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 12 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 13 条 学年を次の 2 学期に分ける。

前期 4 月 1 日から 9 月 23 日まで

後期 9 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項の期間を変更することができる。

(休業日)

第 14 条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3) 春季休業 3 月 20 日から 4 月 7 日まで

(4) 夏季休業 8 月 10 日から 9 月 23 日まで

(5) 冬季休業 12 月 24 日から 1 月 7 日まで

(6) その他学長が必要と認めた日

2 学長は、特別の事情があるときは、前項の休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことを認めることができる。

(大阪公立大学学則抜粋)

2025年度カレンダー（法曹養成専攻）

〔前期〕

	日	月	火	水	木	金	土	
4月			1	2	3	4	5	1日(火)ガイダンス
	6	7	8	9	10	11	12	2日(水)導入プログラム
	13	14	15	16	17	18	19	3日(木)入学式(休講)
	20	21	22	23	24	25	26	4日(金)授業開始
	27	28	29	30				

〔後期〕

	日	月	火	水	木	金	土	
10月				1	2	3	4	
	5	6	7	8	9	10	11	14(火)振替授業日
	12	13	14	15	16	17	18	(月曜日の授業)
	19	20	21	22	23	24	25	
	26	27	28	29	30	31		

	日	月	火	水	木	金	土	
5月					1	2	3	2日(金)振替授業日
	4	5	6	7	8	9	10	(火曜日の授業)
	11	12	13	14	15	16	17	
	18	19	20	21	22	23	24	
	25	26	27	28	29	30	31	

	日	月	火	水	木	金	土	
11月							1	
	2	3	4	5	6	7	8	
	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	24日(月祝)授業実施日
	23	24	25	26	27	28	29	

	日	月	火	水	木	金	土	
6月	1	2	3	4	5	6	7	
	8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	
	29	30						

	日	月	火	水	木	金	土	
12月		1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	12月27日(土)～1月4日(日)
	28	29	30	31				冬季休業

	日	月	火	水	木	金	土	
7月			1	2	3	4	5	16日(水)・17日(木)補講日
	6	7	8	9	10	11	12	〈1・2年次生〉
	13	14	15	16	17	18	19	21日(月祝)授業実施日
	20	21	22	23	24	25	26	25日(金)補講日
	27	28	29	30	31			7月29日(火)～8月8日(金)

	日	月	火	水	木	金	土	
1月					1	2	3	11日(日)共通到達度確認試験
	4	5	6	7	8	9	10	16日(金)大学入学共通テスト
	11	12	13	14	15	16	17	に伴う休講措置
	18	19	20	21	22	23	24	20日(火)・21日(水)補講日
	25	26	27	28	29	30	31	1月26日(月)～2月5日(木)

	日	月	火	水	木	金	土	
8月						1	2	
	3	4	5	6	7	8	9	8日(金)ガイダンス(予定)
	10	11	12	13	14	15	16	12日(火)補講日
	17	18	19	20	21	22	23	8月下旬 追試験
	24	25	26	27	28	29	30	29日(金)成績開示日

	日	月	火	水	木	金	土	
2月	1	2	3	4	5	6	7	5日(木)ガイダンス(予定)
	8	9	10	11	12	13	14	6日(金)補講日
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	2月下旬 追試験
								26日(木)成績開示日

	日	月	火	水	木	金	土	
9月		1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	24日(水)後期授業開始
	14	15	16	17	18	19	20	24日(水)振替授業日
	21	22	23	24	25	26	27	(月曜日の授業)
	28	29	30					25日(木)振替授業日

	日	月	火	水	木	金	土	
3月	1	2	3	4	5	6	7	
	8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	
	29	30	31					24日(火)学位授与式

IV 諸 規 則

法学研究科法曹養成専攻履修規則

制 定 令和4年3月20日

最近改正 令和6年9月 4日

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、大阪公立大学大学院履修規則及び大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻規則の定めにより大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（以下「本専攻」という。）の履修要項で定める事項並びにその他の履修について必要な事項を定める。

(課程及び専攻)

第2条 本専攻は、専門職大学院設置基準第2条に定める専門職学位課程とする。

2 本専攻は、専門職大学院設置基準第18条以下に定める法科大学院とする。

(入学の時期)

第3条 入学の時期は、年度始めとする。ただし、再入学については、この限りでない。

(修了の時期)

第4条 修了の時期は、3月とする。ただし、別に定めるところにより前期終了時の修了とすることができる。

(修業年限)

第5条 修業年限は、3年とする。

2 第21条第3項の規定により、修業年限の短縮が認められた者については、当該判断による。

3 第24条の規定に定められた法学既修者（本専攻において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者）については、修業年限を2年とする。

(在学年限)

第6条 同一学年に在学することができる年限は2年とする。

第2章 課程の履修

(授業科目の編成)

第7条 本専攻の授業科目は次に掲げる科目をもって編成する。

(1) 法律基本科目

ア 公法系科目

- イ 民事法系科目
- ウ 刑事法系科目
- (2) 法律実務基礎科目
- (3) 基礎法学・隣接科目
- (4) 展開・先端科目

2 授業科目には、学年及び学期ごとの配当を設ける。

3 その年度の開講科目及び担当者等は履修概要（シラバス）において定める。

4 授業科目は、必修科目、選択必修科目、自由選択科目に区分する。

第7条の2 本専攻の授業科目以外の科目は、履修することができない。

（授業科目及びその単位数等）

第8条 授業科目、授業科目の分類、単位数、必修科目・選択必修科目・自由選択科目の区分及び科目の配当は、原則として別表第1、別表第2及び別表3に定めるとおりとする。ただし、各年度における、科目の開講時期等に関しては、当該年度の時間割に定めるとおりとする。

第8条の2 授業科目（講義・演習）の単位の計算方法は、週1回・半期（15回）は2単位、週1回・通年（30回）及び週2回・半期（30回）は4単位とそれぞれ計算する。

（課程修了に必要な授業科目及び単位）

第9条 課程修了に必要な授業科目及び単位は、次に定めるとおりとする。必修科目・選択必修科目・自由選択科目の区分は、別表第1に定めるとおりとする。

法律基本科目から、公法系必修科目	11単位
民事法系必修科目	34単位
刑事法系必修科目	12単位
法律実務基礎科目から、必修科目	8単位
必修科目以外から	2単位選択必修
基礎法学・隣接科目から、	4単位選択必修
展開・先端科目から、	12単位選択必修※
※（ただし、別表第3に定める選択科目を4単位以上含まなければならない。）	
履修した上記の科目以外の科目から	14単位

合計	97単位
----	------

第9条の2 （削除）

第9条の3 （削除）

第9条の4 （削除）

（実務経験にもとづく展開・先端科目選択必修に関する特例）

第9条の5 入学時に既に十分な実務経験を有する者であつて、本専攻において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、展開・先端科目から修得すべき単位

に代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を展開・先端科目の単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

2 前項の認定は、専攻会議で行う。

3 第1項の規定により参入された単位は、第9条に定める別表第3に定める選択科目には含まれない。

（履修手続）

第10条 学生は、所定の期間内に、履修登録をしなければならない。

2 前項の履修登録がない科目（本人の誤認の場合も含む。）は、試験を受けることができず単位を修得することができない。

（登録可能な単位数の制限）

第11条 学生が登録可能な単位数の上限は、1つの学期で22単位、1つの学年全体で1年次生39単位、2年次生36単位、3年次生38単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、進級が認められた場合の再履修科目については年間で4単位を限度として、また、第24条に定める法学既修者について同条第2項の科目のうち既に修得したと認定されなかった科目については、年間で6単位を限度として、前項の登録可能な単位数には算入しないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、エクスターンシップの単位は、登録可能な単位数には算入しないものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、いずれの年次においても、学生が登録可能な単位数は、44単位を超えることができない。

第11条の2 前条の規定にかかわらず、次に掲げる学生が登録可能な単位数の上限は、1つの学期で22単位、1つの学年全体で44単位とする。

（1） 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条第2項の規定に基づく認定連携法曹基礎課程を修了して入学した学生

（2） 別に定める基準により、登録した履修科目の単位を優れた成績をもって修得することが見込まれる者として認められた学生

2 前項第1号及び第2号に掲げる学生は、別表第3に定められた選択科目について、別表第1に定められた配当年次にかかわらず履修することができる。

（履修希望者の受講調整等）

第12条 必修の演習科目で、同一の演習が複数開講される場合については、受講することができる時間帯を指定する。

2 その他の科目については、教育上の効果を考慮して、履修することができる者の範囲及び人数を制限することができる。

3 第1項及び第2項の受講調整等の決定は、専攻会議で行う。

（履修条件）

第13条 科目の性質及び教育上の効果等を考慮して、履修条件を課すことができる。

- 2 履修条件の決定は、専攻会議で行う。
- 3 本専攻の学生以外の者は、本専攻において開講される授業科目を履修することはできない。
- 4 前項の規定にかかわらず、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条の規定に基づいて大阪市立大学及び大阪公立大学と法曹養成連携協定を締結した大学において、連携法曹基礎課程に在籍する学生は、本専攻において開講される授業科目を履修することができる。

(履修した授業科目の単位認定方法)

第14条 履修した授業科目の単位認定は、担当教員が予め示した履修概要（シラバス）の基準によって行う。

- 2 学生は、一度単位を修得した授業科目については、再び履修して単位を修得することができない。

(試験)

第15条 試験は、原則として各学期の終わりの所定の試験期に実施する。ただし、授業科目によっては、別の日に試験を実施する場合がある。

(成績の評価及び表示)

第16条 授業科目の評価を100点満点法で行う場合は、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、次のように表示する。

AA : 100～90点、A : 89～80点、B : 79～70点、C : 69～60点、F : 59点以下

- 2 授業科目の評価を合否判定法で行う場合は、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、次のように表示する。

合格 : 100～60点、 不合格 : 59点以下

(試験等における不正行為)

第17条 試験及び研究報告書提出等授業科目の成績評価にかかわる行為（以下「試験等」という。）において不正行為を行った者に対しては、原則としてその学期の全ての授業科目の評価を無効とする。

- 2 学生は、試験等に際して各試験期に掲示する注意事項等を遵守しなければならない。
- 3 試験等における不正行為の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

(追試験)

第18条 試験の際、事情により、試験を受験できなかった者に対し、以下の(1)、(2)の条件を満たす場合追試験の受験を認める。ただし、追試験に対する追試験は、認めない。

- (1) 病気（学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症に罹患し、又は罹患している疑いがある場合を含む。）、親族の死亡（2親等以内の親族又は同居の親族に

限る。)、その他やむを得ない理由により、所定の試験日に受験不能となったとき。

- (2) 追試験の受験を志望する科目の試験終了後、原則として1週間以内(当該科目試験日の翌週の同曜日までとし、その日が休日にあたるときはその翌日までとする。ただし、書類提出の期日が別途指定された場合は、その指定された期日内に提出しなければならない。)に、次の書類等を添付した追試験願の提出があったとき。

ア 病気のときは、医師の診断書又は本学指定の様式による罹患証明書

イ 親族の死亡のときは、死亡の事実が記載された住民票記載事項証明書等

ウ 交通機関の事故のときは、遅延証明書

エ 裁判員(裁判員候補者を含む。)就任に伴う裁判への参加のときは、裁判所からの呼出状等

オ その他やむを得ない事由のときは、その事実を証明できるもの

- 2 追試験受験志願者の受験資格については、専攻会議で判定する。
- 3 第1項および第2項の規定は、第19条の2にある共通到達度確認試験について準用する。

(進級条件)

第19条 1年次生提供の必修科目33単位のうち、27単位以上を修得できない者は、2年次生への進級を認めない。

- 2 2年次生提供の必修科目28単位のうち、22単位以上を修得できない者は、3年次生への進級を認めない。

- 3 進級の決定は、専攻会議で行う。

第19条の2 第19条第1項の規定にかかわらず、共通到達度確認試験の各試験科目の成績が満点の30%の点数(民法にあっては、民法F(家族法の基礎)に関する問題の配点および得点を除いて算出された点数)に達しない者は、2年次生への進級を認めない。

- 2 前項により2年次生への進級が認められない者は、前項の基準に到達しなかった共通到達度確認試験の各試験科目に関連する授業科目を修得しなかったものとみなす。

(1) 試験科目が憲法の場合は、人権の基礎理論、統治の基本構造

(2) 試験科目が民法の場合は、民法A(総則・物権総論)、民法B(債権総論)、民法C(契約法)、民法D(法定債権)、民法E(担保法)

(3) 試験科目が刑法の場合は、刑法第1部A(総論・犯罪論および刑罰論の基礎)、刑法第1部B(総論・犯罪論の展開)、刑法第2部(各論)

(聴講)

第20条 学生が、第10条に定める履修登録をしていない開講科目につき聴講を希望するときには、当該科目の授業担当者にその旨の申出をしなければならない。

- 2 前項の申出を受けた当該授業担当者は、当該科目における少人数教育への影響及び聴講を希望する学生の学修状況等を考慮して、聴講の可否を判断する。

- 3 履修登録をした単位数と聴講の単位数の合計は、年間44単位を超えてはならない。

- 4 聴講生は、受講者としてのすべての義務を負う。学期途中からの聴講開始又は聴講取

消しは認められない。

- 5 聴講が認められた学生は、その旨を大学院法学研究科法曹養成専攻事務室に、履修登録の締切日までに届出をしなければならない。聴講の届出があった場合には、教務委員は専攻会議において報告する。
- 6 前項までの規定は、第19条又は前条の規定に基づき進級が認められなかった者にも適用する。

第3章 既修得単位の認定

(入学前の既修得単位の認定)

第21条 学生が本専攻入学前に、大学院で修得した単位は、本専攻の教育上有益と認められる場合には、次に掲げる授業科目の単位について、33単位を超えない範囲で、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

- (1) 法律基本科目
- (2) 基礎法学・隣接科目
- (3) 展開・先端科目のうち、別表第3の三に掲げる選択科目

2 前項の判断は、本専攻教務委員がその認定を求める者と面接した結果を踏まえ、専攻会議で決定する。

3 第1項の規定により既修得単位を認める際、1年を超えない範囲で修業期間の短縮を認めることができる。その判断は前項の専攻会議で決定する。

第21条の2 認定連携法曹基礎課程を修了して入学した学生に前条の規定を適用する場合には、同条第1項の定める単位数の上限は49単位とする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第22条 学生が本専攻入学後に、他の大学院において履修した授業科目について、本専攻の教育上有益と認められる場合には、33単位を超えない範囲で、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の判断は、本専攻教務委員がその認定を求める学生と面接した結果に基づき、専攻会議で決定する。

(みなし単位の上限)

第23条 第21条、第22条及び第24条の規定により、修得した単位とみなされる単位数の上限は、合わせて33単位とする。ただし、学生が本専攻入学前に、本専攻において修得した単位については、この限りでない。

第23条の2 前条の規定にかかわらず、認定連携法曹基礎課程を修了して入学した学生については、第21条の2、第22条、第24条及び第24条の2の規定により、修得した単位とみなされる単位数の上限は、合わせて49単位とする。ただし、学生が本専攻入学前に、本専攻において修得した単位については、この限りでない。

第4章 法学既修者の認定

(法学既修者の認定)

第24条 本専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）に関しては、次項で定める33単位を修得したものとみなす。ただし、第5項の場合には、27単位、29単位又は31単位を修得したものとみなす。

2 前項本文の場合には、法学既修者と認められた者は、人権の基礎理論、統治の基本構造、民法A（総則・物権総論）、民法B（債権総論）、民法C（契約法）、民法D（法定債権）、民法E（担保法）、商法（企業組織法）、民事訴訟法1（判決手続の基礎）、刑法第1部A（総論・犯罪論および刑罰論の基礎）、刑法第1部B（総論・犯罪論の展開）、刑法第2部（各論）、刑事訴訟法の単位は既に修得したものとみなす。

3 法学既修者の第1学年は、2年次生とする。

4 法学既修者の判定は、入学者選抜試験の結果をふまえて、専攻会議で行う。

5 前項の判定において、法学既修者と認定する場合であっても、商法（企業組織法）、民事訴訟法1（判決手続の基礎）又は刑事訴訟法のうち1又は2科目については修得したものとみなさないことができる。

第24条の2 法学既修者と認められた者のうち、認定連携法曹基礎課程を修了して入学したものについては、本専攻の教育上有益と認められる場合に、次に掲げる授業科目の単位について、16単位を超えない範囲で、本専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 行政活動と法

(2) 基礎法学・隣接科目

2 前項の判断は、本専攻教務委員がその認定を求める学生と面接した結果に基づき、専攻会議で決定する。

第5章 学 位

(学位の授与)

第25条 本専攻を修了した者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

2 修了の判定は、専攻会議で行う。修了に関する専攻会議の議は、法学研究科教授会の議とみなすこととする。

第6章 退学、再入学、休学、除籍

(退 学)

第26条 学生は、大阪公立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第49条の規定による退学を願い出ることができる。退学を願い出る者は、本専攻教務委員の面接を受けるものとする。本専攻教務委員の面接の結果に基づき行われる退学を認めるか否かの専攻会議の議は、法学研究科教授会の議とみなすこととする。

(再入学)

第27条 大学院学則第19条第1項の規定による再入学は、退学又は除籍の日から2年以内に限り願い出ることができる。再入学を願い出る者は、本専攻教務委員の面接を受けるものとする。本専攻教務委員の面接の結果に基づき行われる再入学を認めるか否かの専攻会議の議は、法学研究科教授会の議とみなすこととする。

2 再入学者の再入学後の履修に関しては、当初入学年度の履修条件等による。

3 再入学の時期は、学期開始日に限るものとし、再入学者の在学年限については、第6条及び大学院学則第8条第2項の規定を準用する。ただし、再入学前の在学期間を通算する。

4 再入学者は、検定料、入学料及び授業料について、再入学の日に入学する一般学生と同一の額を、所定の期日までに納付しなければならない。

5 前4項の規定によるもののほか、再入学の出願資格、出願手続及び再入学後の取扱等については、「大阪公立大学・大阪公立大学大学院再入学に関する取扱要項」の定めるところによる。

(留 学)

第28条 学生は、大学院学則第30条の規定による留学を願い出ることができる。留学を願い出る者は、本専攻教務委員の面接を受けるものとする。本専攻教務委員の面接の結果に基づき行われる留学を認めるか否かの専攻会議の議は、法学研究科教授会の議とみなすこととする。

(休 学)

第29条 「大阪公立大学学籍異動に関する要綱」第2条第1項各号のいずれかに該当する事由があるときは、大学院学則第49条の規定により、休学を願い出ることができる。休学を願い出る者は、本専攻教務委員の面接を受けるものとする。本専攻教務委員の面接の結果に基づき行われる休学を認めるか否かの専攻会議の議は、法学研究科教授会の議とみなすこととする。

2 休学の願い出は、学年ごとに行われなければならない。ただし、病気のため修学が不適当として休学を命じられた者についてはこの限りでない。

3 休学期間は、原則として、前期、後期又は連続する二つの学期のいずれかを単位とする。ただし、学年をまたぐことはできない。

4 休学事由が継続する場合において、願い出がなされたときは、専攻会議の議により、前項の休学期間の延長を承認することができる。この場合においては、第1項の規定を準用する。

5 休学期間は通算して、2年を超えることができない。ただし、病気のため修学が不適当として休学を命じられた者についてはこの限りでない。

6 休学期間の途中で休学理由が消滅したことにより復学願が提出されたときは、専攻会議の議により、復学を承認することができる。この場合においては、第1項の規定を準用する。

7 休学期間の満了又は復学願により学期の途中で復学するときは、当該学期において開講される科目を履修することができない。ただし、集中講義開講前の専攻会議が開催さ

れる月の前月末日までに復学願が提出され、当該専攻会議の議により復学が承認された場合には、当該学期において開講される集中講義科目を履修することができる。

- 8 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。ただし、病気のため修学が不相当として休学を命じられた者については、専攻会議の議を経て、在学期間に算入することができる。

(除 籍)

第30条 大学院学則第49条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者については、除籍することができる。

- (1) 在学年限を越えた者
- (2) 休学期間の上限を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料納付の義務を怠る者
- (4) 病気その他の理由により成業の見込みのない者
- (5) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

- 2 本専攻教務委員は、除籍事由に該当しうる者と面接するものとする。

- 3 本専攻教務委員の面接の結果に基づき行われる除籍事由に該当するか否かの専攻会議の議は、法学研究科教授会の議とみなすこととする。

附 則 (制定 令4. 3. 20)

この規則は、令和4年4月1日から施行する

附 則 (改正 令4. 4. 27)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (改正 令4. 9. 28)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (改正 令4. 12. 14)

この規則は、令和4年12月14日から施行する。

附 則 (改正 令5. 2. 22)

この規則は、令和5年2月22日から施行する。

附 則 (改正 令5. 3. 6)

この規則は、令和5年3月6日から施行する。

附 則 (改正 令6. 9. 4)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(令和6年度以前の入学者の課程修了に必要な授業科目及び単位)

第2条 令和6年度以前の入学者の授業科目、授業科目の分類、単位数、必修科目・選択必修科目・自由選択科目の区分及び科目の配当は、原則として別表第1の2、別表第2の2及び別表3に定めるとおりとする。ただし、各年度における、科目の開講時期等に関しては、当該年度の時間割に定めるとおりとする。

- 2 令和6年度以前の入学者が令和7年度に法曹倫理、エクスターンシップ、中小企業向け法律相談、倒産法1、労働法A、経済法1、知的財産法Aの科目を履修登録する場合には、当該科目に限り、前項中「別表第1の2」とあるのは、「別表第1の3」とし、同項中「別表第2の2」とあるのは、「別表第2」とする。
- 3 令和6年度以前の入学者が令和6年度に1年次生であった場合において、その者が令和7年度に倒産法2、労働法B、経済法2、知的財産法Bの科目を履修登録するときは、当該科目に限り、前項の規定を準用する。
- 4 令和6年度以前の入学者が令和6年度に2年次生であり、令和7年度も2年次生にとどまる場合において、その者が令和7年度に倒産法2、労働法B、経済法2、知的財産法Bの科目を履修登録するときは、当該科目に限り、第2項の規定を準用する。
- 5 令和8年度以後は、第1項中「別表第1の2」とあるのは、「別表第1の3」とし、同項中「別表第2の2」とあるのは、「別表第2」とする。

(令和6年度以前の入学者の課程修了に必要な授業科目及び単位)

第3条 令和6年度以前の入学者の課程修了に必要な授業科目及び単位は、次に定めるとおりとする。必修科目・選択必修科目・自由選択科目の区別は、別表第1の2に定めるとおりとする。

法律基本科目から、公法系必修科目	11単位
民事法系必修科目	34単位
刑事法系必修科目	12単位
法律実務基礎科目から、必修科目	8単位
必修科目以外から	4単位選択必修
基礎法学・隣接科目から、	4単位選択必修
展開・先端科目から、	14単位選択必修※
※(ただし、別表第3に定める選択科目を4単位以上含まなければならない。)	
履修した上記の科目以外の科目から	10単位※※
※※(ただし法律基本科目以外の科目を2単位以上含まなければならない。)	
合計	97単位

- 2 令和8年度以後は、前項中「別表第1の2」とあるのは、「別表第1の3」とする。

(租税法に係る旧科目単位修得者の新科目履修の制限)

第4条 令和6年度以前の入学者が令和6年度以前開講科目である租税法の単位を修得した場合には、その者は、令和7年度新設科目である租税法A及び租税法Bを履修することができない。

法学研究科法曹養成専攻カリキュラム

(令和 7 年度以後の入学生)

(a) 法律基本科目 5 7 単位必修 1 4 単位自由選択

① 公法系（憲法・行政法など） 1 1 単位必修 2 単位自由選択

1 年次

人権の基礎理論 3 単位必修

統治の基本構造 2 単位必修

2 年次

行政活動と法 2 単位必修

公法総合演習 A（憲法訴訟論） 2 単位必修

公法総合演習 B（行政救済論） 2 単位必修

3 年次

公法理論の展開 2 単位自由選択

② 民法法系（民法、商法、民事訴訟法など） 3 4 単位必修 8 単位自由選択

1 年次

民法 A（総則・物権総論） 4 単位必修

民法 B（債権総論） 2 単位必修

民法 C（契約法） 2 単位必修

民法 D（法定債権） 2 単位必修

民法 E（担保法） 2 単位必修

商法（企業組織法） 4 単位必修

民事訴訟法 1（判決手続の基礎） 4 単位必修

2 年次

民法 F（家族法の基礎） 2 単位必修

民法総合演習 A 2 単位必修

民法総合演習 B 2 単位必修

民法理論の展開 B 2 単位自由選択

商法総合演習 A（企業組織法） 2 単位必修

商法総合演習 B（企業取引法） 2 単位必修

民事訴訟法 2（複雑な訴訟・上訴） 2 単位必修

民事訴訟法総合演習 2 単位必修

3 年次

民法理論の展開 A 2 単位自由選択

民法理論の展開 B 2 単位自由選択

商法理論の展開 2 単位自由選択

民法法総合演習（実務民法法総合演習） 2 単位自由選択

③ 刑事法系（刑法、刑事訴訟法など） 1 2 単位必修 4 単位自由選択

1 年次

刑法第 1 部 A（総論・犯罪論および刑罰論の基礎） 2 単位必修

刑法第 1 部 B（総論・犯罪論の展開） 2 単位必修

刑法第 2 部（各論） 2 単位必修

刑事訴訟法 2 単位必修

2 年次

刑事訴訟法総合演習 2 単位必修

刑法総合演習 2 単位必修

刑事法総合演習 2 単位自由選択

3 年次

刑事法理論の展開 2 単位自由選択

刑事法総合演習 2 単位自由選択

(b) 法律実務基礎科目 8 単位必修（◎印） 2 単位選択必修（＊印）

2 年次以上の学生に対して開講される。

① 法曹としての責任感・倫理観を涵養するための教育内容

2 年次

法曹倫理 2 単位◎

② 法曹としての専門的技能の教育内容

2 年次

民事訴訟実務の基礎 2 単位◎

3 年次

刑事訴訟実務の基礎 2 単位◎

公法系訴訟実務の基礎 2 単位＊

法文書作成 2 単位◎

弁護実務基礎論（ロイヤリングを中心に） 2 単位＊

民事模擬裁判 2 単位＊

刑事模擬裁判 2 単位＊

中小企業向け法律相談 2 単位＊

エクスターンシップ 2 単位＊

(c) 基礎法学・隣接科目 4 単位選択必修（＊選択必修）

1 年次以上

法社会学 2 単位＊

法哲学〔隔年開講〕 2 単位＊

日本法制史〔隔年開講〕 2 単位＊

英米法 2 単位＊

中国法 2 単位＊

ドイツ法〔隔年開講〕	2 単位 *
(d)展開・先端科目 1 2 単位選択必修 (*選択必修)	
1 年次以上	
刑事政策〔隔年開講〕	2 単位 *
2 年次以上	
租税法 A〔隔年開講〕	2 単位 *
租税法 B〔隔年開講〕	2 単位 *
環境法	2 単位 *
倒産法 1	2 単位 *
倒産法 2	2 単位 *
消費者法	2 単位 *
労働法 A	2 単位 *
労働法 B	2 単位 *
社会保障法	2 単位 *
経済法 1	2 単位 *
経済法 2	2 単位 *
知的財産法 A	2 単位 *
知的財産法 B	2 単位 *
国際法〔隔年開講〕	2 単位 *
国際経済法〔隔年開講〕	2 単位 *
国際取引法〔隔年開講〕	2 単位 *
国際財産法	2 単位 *
国際家族法	2 単位 *
国際民事手続法	2 単位 *
国際人権法〔隔年開講〕	2 単位 *
3 年次以上	
金融・保険法	2 単位 *
民事執行・保全法	2 単位 *
倒産法演習	2 単位 *
労働法演習	2 単位 *
経済法演習	2 単位 *
知的財産法演習	2 単位 *
国際法演習〔当分の間不開講〕	2 単位 *
中小企業法	2 単位 *

法学研究科法曹養成専攻カリキュラム

(令和6年度以前の入学生)

(a) 法律基本科目 5 7 単位必修 1 4 単位自由選択

① 公法系（憲法・行政法など） 1 1 単位必修 2 単位自由選択

1 年次

人権の基礎理論

3 単位必修

統治の基本構造

2 単位必修

2 年次

行政活動と法

2 単位必修

公法総合演習 A（憲法訴訟論）

2 単位必修

公法総合演習 B（行政救済論）

2 単位必修

3 年次

公法理論の展開

2 単位自由選択

② 民法法系（民法、商法、民事訴訟法など） 3 4 単位必修 8 単位自由選択

1 年次

民法 A（総則・物権総論）

4 単位必修

民法 B（債権総論）

2 単位必修

民法 C（契約法）

2 単位必修

民法 D（法定債権）

2 単位必修

民法 E（担保法）

2 単位必修

商法（企業組織法）

4 単位必修

民事訴訟法 1（判決手続の基礎）

4 単位必修

2 年次

民法 F（家族法の基礎）

2 単位必修

民法総合演習 A

2 単位必修

民法総合演習 B

2 単位必修

民法理論の展開 B

2 単位自由選択

商法総合演習 A（企業組織法）

2 単位必修

商法総合演習 B（企業取引法）

2 単位必修

民事訴訟法 2（複雑な訴訟・上訴）

2 単位必修

民事訴訟法総合演習

2 単位必修

3 年次

民法理論の展開 A

2 単位自由選択

民法理論の展開 B

2 単位自由選択

商法理論の展開

2 単位自由選択

民事法総合演習（実務民事法総合演習）

2 単位自由選択

③ 刑事法系（刑法、刑事訴訟法など） 1 2 単位必修 4 単位自由選択

1 年次

刑法第 1 部 A（総論・犯罪論および刑罰論の基礎） 2 単位必修

刑法第 1 部 B（総論・犯罪論の展開） 2 単位必修

刑法第 2 部（各論） 2 単位必修

刑事訴訟法 2 単位必修

2 年次

刑事訴訟法総合演習 2 単位必修

刑法総合演習 2 単位必修

刑事法総合演習 2 単位自由選択

3 年次

刑事法理論の展開 2 単位自由選択

刑事法総合演習 2 単位自由選択

(b) 法律実務基礎科目 8 単位必修（◎印） 4 単位選択必修（＊印）

2 年次以上の学生に対して開講される。

① 法曹としての責任感・倫理観を涵養するための教育内容

2 年次

法曹倫理 2 単位◎

② 法曹としての専門的技能の教育内容

2 年次

民事訴訟実務の基礎 2 単位◎

エクスターンシップ 2 単位＊

3 年次

刑事訴訟実務の基礎 2 単位◎

公法系訴訟実務の基礎 2 単位＊

法文書作成 2 単位◎

弁護実務基礎論（ロイヤリングを中心に） 2 単位＊

民事模擬裁判 2 単位＊

刑事模擬裁判 2 単位＊

中小企業向け法律相談 2 単位＊

(c) 基礎法学・隣接科目 4 単位選択必修（＊選択必修）

1 年次以上

法社会学 2 単位＊

法哲学〔隔年開講〕 2 単位＊

日本法制史〔隔年開講〕 2 単位＊

英米法 2 単位＊

中国法 2 単位＊

ドイツ法〔隔年開講〕	2 単位 *
(d)展開・先端科目 1 4 単位選択必修 (*選択必修)	
1 年次以上	
刑事政策〔隔年開講〕	2 単位 *
2 年次以上	
租税法 A〔隔年開講〕	2 単位 *
租税法 B〔隔年開講〕	2 単位 *
環境法	2 単位 *
倒産法 1	2 単位 *
消費者法	2 単位 *
労働法 A	2 単位 *
社会保障法	2 単位 *
経済法 1	2 単位 *
知的財産法 A	2 単位 *
国際法〔隔年開講〕	2 単位 *
国際経済法〔隔年開講〕	2 単位 *
国際取引法〔隔年開講〕	2 単位 *
国際財産法	2 単位 *
国際家族法	2 単位 *
国際民事手続法	2 単位 *
国際人権法〔隔年開講〕	2 単位 *
3 年次以上	
金融・保険法	2 単位 *
民事執行・保全法	2 単位 *
倒産法 2	2 単位 *
倒産法演習	2 単位 *
労働法 B	2 単位 *
労働法演習	2 単位 *
経済法 2	2 単位 *
経済法演習	2 単位 *
知的財産法 B	2 単位 *
知的財産法演習	2 単位 *
国際法演習〔当分の間不開講〕	2 単位 *
中小企業法	2 単位 *

法学研究科法曹養成専攻カリキュラム

(令和6年度以前の入学生)

(a) 法律基本科目 5 7 単位必修 1 4 単位自由選択

① 公法系（憲法・行政法など） 1 1 単位必修 2 単位自由選択

1 年次

人権の基礎理論 3 単位必修

統治の基本構造 2 単位必修

2 年次

行政活動と法 2 単位必修

公法総合演習 A（憲法訴訟論） 2 単位必修

公法総合演習 B（行政救済論） 2 単位必修

3 年次

公法理論の展開 2 単位自由選択

② 民法法系（民法、商法、民事訴訟法など） 3 4 単位必修 8 単位自由選択

1 年次

民法 A（総則・物権総論） 4 単位必修

民法 B（債権総論） 2 単位必修

民法 C（契約法） 2 単位必修

民法 D（法定債権） 2 単位必修

民法 E（担保法） 2 単位必修

商法（企業組織法） 4 単位必修

民事訴訟法 1（判決手続の基礎） 4 単位必修

2 年次

民法 F（家族法の基礎） 2 単位必修

民法総合演習 A 2 単位必修

民法総合演習 B 2 単位必修

民法理論の展開 B 2 単位自由選択

商法総合演習 A（企業組織法） 2 単位必修

商法総合演習 B（企業取引法） 2 単位必修

民事訴訟法 2（複雑な訴訟・上訴） 2 単位必修

民事訴訟法総合演習 2 単位必修

3 年次

民法理論の展開 A 2 単位自由選択

民法理論の展開 B 2 単位自由選択

商法理論の展開 2 単位自由選択

民法法総合演習（実務民法総合演習） 2 単位自由選択

③ 刑事法系（刑法、刑事訴訟法など） 1 2 単位必修 4 単位自由選択

1 年次

刑法第 1 部 A（総論・犯罪論および刑罰論の基礎） 2 単位必修

刑法第 1 部 B（総論・犯罪論の展開） 2 単位必修

刑法第 2 部（各論） 2 単位必修

刑事訴訟法 2 単位必修

2 年次

刑事訴訟法総合演習 2 単位必修

刑法総合演習 2 単位必修

刑事法総合演習 2 単位自由選択

3 年次

刑事法理論の展開 2 単位自由選択

刑事法総合演習 2 単位自由選択

(b) 法律実務基礎科目 8 単位必修（◎印） 4 単位選択必修（＊印）

2 年次以上の学生に対して開講される。

① 法曹としての責任感・倫理観を涵養するための教育内容

2 年次

法曹倫理 2 単位◎

② 法曹としての専門的技能の教育内容

2 年次

民事訴訟実務の基礎 2 単位◎

3 年次

刑事訴訟実務の基礎 2 単位◎

公法系訴訟実務の基礎 2 単位＊

法文書作成 2 単位◎

弁護実務基礎論（ロイヤリングを中心に） 2 単位＊

民事模擬裁判 2 単位＊

刑事模擬裁判 2 単位＊

中小企業向け法律相談 2 単位＊

エクスターンシップ 2 単位＊

(c) 基礎法学・隣接科目 4 単位選択必修（＊選択必修）

1 年次以上

法社会学 2 単位＊

法哲学〔隔年開講〕 2 単位＊

日本法制史〔隔年開講〕 2 単位＊

英米法 2 単位＊

中国法 2 単位＊

ドイツ法〔隔年開講〕	2 単位 *
(d)展開・先端科目 1 4 単位選択必修 (*選択必修)	
1 年次以上	
刑事政策〔隔年開講〕	2 単位 *
2 年次以上	
租税法 A〔隔年開講〕	2 単位 *
租税法 B〔隔年開講〕	2 単位 *
環境法	2 単位 *
倒産法 1	2 単位 *
倒産法 2	2 単位 *
消費者法	2 単位 *
労働法 A	2 単位 *
労働法 B	2 単位 *
社会保障法	2 単位 *
経済法 1	2 単位 *
経済法 2	2 単位 *
知的財産法 A	2 単位 *
知的財産法 B	2 単位 *
国際法〔隔年開講〕	2 単位 *
国際経済法〔隔年開講〕	2 単位 *
国際取引法〔隔年開講〕	2 単位 *
国際財産法	2 単位 *
国際家族法	2 単位 *
国際民事手続法	2 単位 *
国際人権法〔隔年開講〕	2 単位 *
3 年次以上	
金融・保険法	2 単位 *
民事執行・保全法	2 単位 *
倒産法演習	2 単位 *
労働法演習	2 単位 *
経済法演習	2 単位 *
知的財産法演習	2 単位 *
国際法演習〔当分の間不開講〕	2 単位 *
中小企業法	2 単位 *

カリキュラムの全体像

記号の意味 ◎＝必修 *＝選択必修 ○＝自由選択 表示の意味 科目名＝隔年開講科目

	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目	
				別表第3に定める科目	左記以外の科目
1 年 次 前 期	人権の基礎理論 ◎		日本法制史 *		刑事政策 *
	民法A (総則・物権総論) ◎		中国法 *		
	民法B (債権総論) ◎				
	民法D (法定債権) ◎				
	刑法第1部A (総論・犯罪論および刑罰論の基礎) ◎				
	刑法第2部 (各論) ◎				
1 年 次 後 期	統治の基本構造 ◎		法社会学 *		
	民法C (契約法) ◎		法哲学 *		
	民法E (担保法) ◎		英米法 *		
	商法 (企業組織法) ◎		ドイツ法 *		
	民事訴訟法1 (判決手続の基礎) ◎				
	刑法第1部B (総論・犯罪論の展開) ◎				
	刑事訴訟法 ◎				
2 年 次 前 期	行政活動と法 ◎	民事訴訟実務の基礎 ◎	日本法制史 *	環境法 *	刑事政策 *
	民法F (家族法の基礎) ◎		中国法 *	租税法B *	社会保障法 *
	民法総合演習B ◎			国際法 *	国際人権法 *
	商法総合演習A (企業組織法) ◎			倒産法1 *	
	民事訴訟法2 (複雑な訴訟・上訴) ◎			労働法A *	
	刑事訴訟法総合演習 ◎			経済法1 *	
				知的財産法A *	
				国際家族法 *	
2 年 次 後 期	公法総合演習A (憲法訴訟論) ◎	法曹倫理 ◎	法社会学 *	租税法A *	消費者法 *
	公法総合演習B (行政救済論) ◎		法哲学 *	倒産法2 *	国際経済法 *
	民法総合演習A ◎		英米法 *	労働法B *	国際取引法 *
	民法理論の展開B ○		ドイツ法 *	経済法2 *	
	商法総合演習B (企業取引法) ◎			知的財産法B *	
	民事訴訟法総合演習 ◎			国際財産法 *	
	刑法総合演習 ◎				
	刑事法総合演習 ○				
3 年 次 前 期	公法理論の展開 ○	刑事訴訟実務の基礎 ◎	日本法制史 *	2年次前期開講の	2年次前期開講の
	民法理論の展開A ○	公法系訴訟実務の基礎 *	中国法 *	展開・先端科目に加え、	展開・先端科目に加え、
	商法理論の展開 ○	法文書作成 ◎		倒産法演習 *	金融・保険法 *
	刑事法理論の展開 ○	エクスターンシップ *		労働法演習 *	民事執行・保全法 *
				経済法演習 *	
3 年 次 後 期				知的財産法演習 *	
	民法理論の展開B ○	弁護実務基礎論 (ロイヤリングを中心に) *	法社会学 *	2年次後期開講の	2年次後期開講の
	民事法総合演習 (実務民事法総合演習) ○	民事模擬裁判 *	法哲学 *	展開・先端科目に加え、	展開・先端科目に加え、
	刑事法総合演習 ○	刑事模擬裁判 *	英米法 *	国際法演習 *	中小企業法 *
		中小企業向け法律相談 *	ドイツ法 *		

単位数：2単位（ただし、民法A、商法および民事訴訟法1は4単位、人権の基礎理論は3単位）

※各年度における、科目の開講時期等に関しては、当該年度の時間割に定めるとおりとする（法曹養成専攻履修規則第8条但書参照）。

カリキュラムの全体像【令和6年度以前入学者(令和7年度限り)】

記号の意味 ◎＝必修 ＊＝選択必修 ○＝自由選択 表示の意味 *科目名*＝隔年開講科目

	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目	
				別表第3に定める科目	左記以外の科目
1 年 次 前 期	人権の基礎理論 ◎		<i>日本法制史</i> ＊		<i>刑事政策</i> ＊
	民法A （総則・物権総論） ◎		中国法 ＊		
	民法B（債権総論） ◎				
	民法D（法定債権） ◎				
	刑法第1部A（総論・犯罪 論および刑罰論の基礎） ◎				
	刑法第2部（各論） ◎				
1 年 次 後 期	統治の基本構造 ◎		法社会学 ＊		
	民法C（契約法） ◎		<i>法哲学</i> ＊		
	民法E（担保法） ◎		英米法 ＊		
	商法（企業組織法） ◎		<i>ドイツ法</i> ＊		
	民事訴訟法1 （判決手続の基礎） ◎				
	刑法第1部B （総論・犯罪論の展開） ◎				
	刑事訴訟法 ◎				
2 年 次 前 期	行政活動と法 ◎	法曹倫理 ◎	<i>日本法制史</i> ＊	環境法 ＊	<i>刑事政策</i> ＊
	民法F（家族法の基礎） ◎	民事訴訟実務の基礎 ◎	中国法 ＊	<i>租税法B</i> ＊	社会保障法 ＊
	民法総合演習B ◎			<i>国際法</i> ＊	<i>国際人権法</i> ＊
	商法総合演習A （企業組織法） ◎			国際家族法 ＊	
	民事訴訟法2 （複雑な訴訟・上訴） ◎			国際民事手続法 ＊	
	刑事訴訟法総合演習 ◎				
2 年 次 後 期	公法総合演習A （憲法訴訟論） ◎	エクスターンシップ ＊	法社会学 ＊	<i>租税法A</i> ＊	消費者法 ＊
	公法総合演習B （行政救済論） ◎		<i>法哲学</i> ＊	倒産法1 ＊	<i>国際経済法</i> ＊
	民法総合演習A ◎		英米法 ＊	労働法A ＊	<i>国際取引法</i> ＊
	民法理論の展開B ○		<i>ドイツ法</i> ＊	経済法1 ＊	
	商法総合演習B （企業取引法） ◎			知的財産法A ＊	
	民事訴訟法総合演習 ◎			国際財産法 ＊	
	刑法総合演習 ◎				
	刑事法総合演習 ○				
3 年 次 前 期	公法理論の展開 ○	刑事訴訟実務の基礎 ◎	<i>日本法制史</i> ＊	2年次前期開講の	2年次前期開講の
	民法理論の展開A ○	公法系訴訟実務の基礎 ＊	中国法 ＊	展開・先端科目に加え、	展開・先端科目に加え、
	商法理論の展開 ○	法文書作成 ◎		倒産法2 ＊	金融・保険法 ＊
	刑事法理論の展開 ○			労働法B ＊	民事執行・保全法 ＊
3 年 次 後 期				経済法2 ＊	
				知的財産法B ＊	
	民法理論の展開B ○	弁護実務基礎論（ロイヤ リングを中心に） ＊	法社会学 ＊	2年次後期開講の	2年次後期開講の
	民事法総合演習 （実務民事法総合演習） ○	民事模擬裁判 ＊	<i>法哲学</i> ＊	展開・先端科目に加え、	展開・先端科目に加え、
	刑事法総合演習 ○	刑事模擬裁判 ＊	英米法 ＊	倒産法演習 ＊	中小企業法 ＊
		中小企業向け法律相談 ＊	<i>ドイツ法</i> ＊	労働法演習 ＊	
				経済法演習 ＊	
				知的財産法演習 ＊	
				国際法演習 ＊	

単位数：2単位（ただし、民法A、商法および民事訴訟法1は4単位、人権の基礎理論は3単位）

※各年度における、科目の開講時期等に関しては、当該年度の時間割に定めるとおりとする（法曹養成専攻履修規則第8条但書参照）。

科目一覧

- 一 基礎科目：法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という。）第4条第1号に規定する専門的学識を涵養するための教育を行う科目は、下記の通りとする。

科目名（令和4年度以後）	単位数
人権の基礎理論	3 単位
統治の基本構造	2 単位
行政活動と法	2 単位
民法A（総則・物権総論）	4 単位
民法B（債権総論）	2 単位
民法C（契約法）	2 単位
民法D（法定債権）	2 単位
民法E（担保法）	2 単位
民法F（家族法の基礎）	2 単位
商法（企業組織法）	4 単位
民事訴訟法1（判決手続の基礎）	4 単位
刑法第1部A（総論・犯罪論および刑罰論の基礎）	2 単位
刑法第1部B（総論・犯罪論の展開）	2 単位
刑法第2部（各論）	2 単位
刑事訴訟法	2 単位

- 二 応用科目：連携法第4条第2号に規定する応用能力を涵養するための教育を行う科目は、下記の通りとする。

科目名（令和4年度以後）	単位数
公法総合演習A（憲法訴訟論）	2 単位
公法総合演習B（行政救済論）	2 単位
民法総合演習A	2 単位
民法総合演習B	2 単位
商法総合演習A（企業組織法）	2 単位
商法総合演習B（企業取引法）	2 単位
民事訴訟法2（複雑な訴訟・上訴）	2 単位
民事訴訟法総合演習	2 単位
刑法総合演習	2 単位
刑事訴訟法総合演習	2 単位

公法理論の展開	2 単位
憲法訴訟理論の展開〔令和 7 年閉講〕	2 単位
民法理論の展開 A	2 単位
民法理論の展開 B	2 単位
商法理論の展開	2 単位
刑事法理論の展開	2 単位
民事法総合演習（実務民事法総合演習）	2 単位
刑事法総合演習	2 単位

三 選択科目：司法試験法施行規則第 3 条第 3 号の選択科目は、下記の通りとする。

科目名（令和 4 年度以後）	単位数
倒産法 1	2 単位
倒産法 2	2 単位
倒産法演習	2 単位
租税法〔令和 7 年閉講〕	2 単位
租税法 A〔隔年開講〕〔令和 7 年以後開講〕	2 単位
租税法 B〔隔年開講〕〔令和 7 年以後開講〕	2 単位
経済法 1	2 単位
経済法 2	2 単位
経済法演習	2 単位
知的財産法 A	2 単位
知的財産法 B	2 単位
知的財産法演習	2 単位
労働法 A	2 単位
労働法 B	2 単位
労働法演習	2 単位
環境法	2 単位
国際法〔隔年開講〕	2 単位
国際法演習〔当分の間不開講〕	2 単位
国際財産法	2 単位
国際家族法	2 単位
国際民事手続法	2 単位

※課程修了のためには、上記三の科目から 4 単位以上修得することが必要となる。

法学研究科法曹養成専攻エクスターンシップ実施規則

制 定 令和4年3月20日

改 正 令和7年2月 5日

(趣 旨)

第1条 この規則は、法学研究科法曹養成専攻（以下「本専攻」という。）におけるエクスターンシップの履修に関し必要な事項を定めるものである。

(実 施 時 期)

第2条 本専攻におけるエクスターンシップの単位認定は3年生前期であるが、実施時期については弁護士事務所や学生の事情を考慮し、3年生前期の夏季休業期間中とし、上記期間中に10日間（土、日、祝日を除く。）本専攻学生（以下、「学生」という。）を本専攻が指定する弁護士事務所（以下、「派遣先事務所」という。）に派遣することによって実施する。

(履 修 条 件)

第3条 エクスターンシップの履修については、法曹倫理の単位を修得していること及び本専攻が指定する保険に加入していることを条件とする。

2 エクスターンシップの履修希望者が多数のときは、履修制限をする。履修者は、2年生配当の民法及び刑法の必修科目の成績評価の順位によって決定する。

3 エクスターンシップについては、一度派遣された学生は履修（仮登録を含む）できない。

(内 容)

第4条 本専攻におけるエクスターンシップの内容は、以下のとおりとする。

(1) 学生は、派遣先事務所の指導担当弁護士の指示、指導に従い、派遣先事務所の業務に支障のない範囲で、

ア 法律相談や打ち合わせへの同席、

イ 民事・刑事記録の閲覧、

ウ 記録閲覧に基づき時系列表や争点整理表、立証計画の作成、

エ 法廷傍聴、

オ 判例・文献調査、

カ 資料収集

などを行う。

(2) 学生は、10日間の派遣期間を通じて「エクスターンシップ日報」を作成し、派遣期間終了後には派遣経験全体についての「エクスターンシップ総合報告書」を作成する。

(指導担当弁護士による評価書の作成)

第5条 指導担当弁護士は、学生が関わった事件のうち主なものに関する簡単な補足説明と派遣学生に関する所見（合格、不合格の評価及び全体的なコメント）を記載した「エクスターンシップ報告・評価書」を作成し、本専攻に送付する。

（成績評価）

第6条 エクスターンシップについての最終的な評価は、本専攻の担当教員が、指導担当弁護士の作成した上記書面を踏まえて、派遣学生が作成した「エクスターンシップ日報」と「エクスターンシップ総合報告書」に基づいて行う。

（エクスターンシップについての依頼者の同意）

第7条 指導担当弁護士が行う法律相談や依頼者との打ち合わせ等に学生が立ち会う際には、指導担当弁護士があらかじめ当該相談者又は依頼者の同意を得なければならない。

（報酬の受け取りの禁止）

第8条 学生は、派遣期間中に行った文書の作成や判例・文献の調査等に対して、指導担当弁護士又は派遣先事務所から報酬を受け取ってはならない。

（守秘義務の遵守）

第9条 学生は、エクスターンシップ期間中に知り得た派遣先事務所の依頼者や来訪者についての情報を第三者に漏らしてはならない。本専攻は、派遣に先立って、学生に対して守秘義務についての説明を徹底するとともに、学生に守秘義務に関する「誓約書」（別紙）に署名捺印させる。「誓約書」は本専攻において管理する。

（守秘義務違反があった場合の措置）

第10条 学生に守秘義務について違反があった場合には、原則としてその学期の全ての授業科目の成績評価を無効とする。

2 当該学生の守秘義務違反の程度が重大である場合には、本専攻は、法学研究科教授会（以下、「教授会」という。）に対し、大阪公立大学学生懲戒規則に基づき、懲戒の発議を行うことを求めるものとする。

3 守秘義務違反が認められた学生については、本専攻におけるエクスターンシップを再度履修することはできない。

（守秘義務委員会）

第11条 本専攻に、守秘義務委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 守秘義務違反の事実の確認は、当該学生の担当弁護士及び当該学生からの事情聴取のうえ、委員会が行う。

3 委員は4人とし、専攻長、副専攻長、及び本専攻守秘義務委員（2人）をもって充てる。

4 委員長は、守秘義務委員の1人をもって充てる。

(守秘義務違反に対する措置の決定手続)

第12条 守秘義務に違反した学生（以下、「当該学生」という。）に対する第10条第1項の措置及び第2項の措置は、次の手続により行う。

- (1) 委員会は、確認された事実に基づき、第10条第1項の措置を行うべきこと、第2項の発議を行うべきか否かを、専攻会議に提案する。
- (2) 専攻会議は、守秘義務違反に対する措置を決定する。この場合、専攻会議は、委員会の意見を尊重しなければならない。なお、第10条第1項の措置についての専攻会議の決定は、教授会の決定とみなす。
- (3) 決定内容は、文書により当該学生に通知する。

附 則（制定 令和4年3月20日）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（制定 令和7年2月5日）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

法曹養成専攻中小企業向け法律相談実施規則

制 定 令和4年3月20日

(趣 旨)

第1条 この規則は、大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（以下「本専攻」という。）における中小企業向け法律相談（以下、「本科目」という。）履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(履 修 条 件)

第2条 本科目の履修については、「法曹倫理」科目の単位を修得していること及び本専攻が指定する保険に加入していることを条件とする。

(授 業)

第3条 本科目は、本専攻学生（以下、「学生」という。）に法律相談実務の基礎を習得させることを目的とするものであり、この目的を達成するために、本専攻が実施する中小企業の事業主向けの法律相談に学生を同席させるかたちで、又は法律相談の模様をビデオリンクを用いて別室で視聴するかたちで、若しくは法律相談の録画を視聴するかたちで実施する。

(相談者及び担当弁護士の同意)

第4条 本科目担当教員は、前条に規定する法律相談への学生の同席、ビデオリンクによる法律相談の模様の学生による視聴、及び学生に視聴させることを目的とした法律相談の模様の録画に際しては、予め相談者及び担当弁護士の同意を得なければならない。

(守秘義務の厳守)

第5条 学生は、本科目を履修することを通して知った相談者の情報を第三者に漏らしてはならない。本専攻は、本科目の履修に先立って、学生に対して守秘義務についての説明を徹底するとともに、学生に守秘義務に関する「誓約書」（別紙）に署名捺印させる。「誓約書」は本専攻において管理する。

(守秘義務違反があった場合の措置)

第6条 学生が前条に規定する守秘義務に違反した場合の措置については、法曹養成専攻エクスターンシップ実施規則第10条（守秘義務違反があった場合の措置）、同第11条（守秘義務委員会）、同第12条（守秘義務違反に対する措置の決定手続）を各準用する。

附 則（制定 令和4年3月20日）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

法学研究科法曹養成専攻成績疑義申立制度に関する規則

制 定 令和4年 3月20日

最近改正 令和4年12月14日

(目 的)

第1条 本規則は、成績評価に対する疑義申立ての手續について、必要な事項を定めることにより、成績評価に関して学生に対する説明責任を果たすことを目的とする。

(疑義申立事由)

第2条 成績疑義は、履修した科目の成績が不合格（F）であり、かつ、その成績に対する疑義に具体的根拠を明確に示すことができる場合に、申し立てることができる。

(疑義申立手續)

第3条 成績疑義の申立ては、「成績評価についての疑義申立書」（第1号様式）に疑義内容及びその具体的根拠を記入の上、法学研究科法曹養成専攻事務室に提出しなければならない。

2 疑義申立期限は、成績開示日から原則として3日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を含めない。）とする。

(審査及び回答)

第4条 成績疑義の申立てを受けた科目の担当教員は、疑義申立てに対する意見を「成績評価についての疑義申立てに対する意見書」（第2号様式）により、法曹養成専攻長に提出しなければならない。

2 法曹養成専攻長は、前項の意見書を踏まえて、疑義申立てを審査し、「成績評価についての疑義申立てに対する回答書」（第3号様式）により、学生に回答するものとする。

3 法曹養成専攻長は、前項の審査において、教務委員の意見を聞くことができる。

4 法曹養成専攻長による第2項の回答の期限は、前条第1項の疑義申立書（第1号様式）が提出された日から原則として5日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）とする。

5 法曹養成専攻長が成績疑義の申立てを受けた科目の担当教員であるときは、法曹養成副専攻長が第2項の審査及び回答を行う。この場合においては、第3項及び前項の規定を準用する。

(再度の疑義申立て)

第5条 疑義申立てに対する回答への更なる疑義申立ては認められない。

(特別委員会の設置)

第6条 成績に関する疑義の問題が、法曹養成専攻の教育全体に重大な影響があると認められる場合には、法曹養成専攻長の判断により、特別委員会を設置して当該問題に対処する。

附 則（制定 令和４年 ３月２０日）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（改正 令和４年１２月１４日）

この規則は、令和４年１２月１４日から施行する。

法学研究科法曹養成専攻試験等における 不正行為に関する取扱規則

制 定 令和4年 2月22日
改 正 令和4年12月14日

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、法学研究科法曹養成専攻（以下「本専攻」という。）履修規則第17条の規定に基づき、試験及び研究報告書（レポート）提出等授業科目の成績評価にかかわる行為（以下「試験等」という。）における不正行為の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(不正行為の定義)

第2条 試験等における不正行為とは、次の各号に規定する行為をいう。

- (1) 試験における不正行為
 - (2) 研究報告書（レポート）提出における不正行為
 - (3) その他、成績評価を誤らせる行為
- 2 前項第1号の試験における不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
- (1) 持ち込みの許可を受けない、書籍（辞書、六法を含む。）、ノート、紙片及び器具等を持ち込むこと
 - (2) あらかじめ机、筆記用具、器具等に書き込みをすること
 - (3) 他の受験生の答案の全部又は一部を書き写すこと
 - (4) 他の受験生の答案を故意にのぞき見すること
 - (5) 配布された答案用紙以外の用紙を用いること
 - (6) 答案用紙をすり替えること
 - (7) 他の者に代わって受験すること、及び、他の者に代わって受験させること
 - (8) その他、前各号に準ずる行為
- 3 第1項第2号の研究報告書（レポート）提出における不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
- (1) 他の者の研究報告書（レポート）の全部又は一部を書き写すこと
 - (2) 他の者に研究報告書（レポート）の全部又は一部を作成させること
 - (3) 他の者に代わって研究報告書（レポート）の全部又は一部を作成すること
 - (4) 研究報告書（レポート）のデータや資料等を捏造または改ざんすること
 - (5) その他、前各号に準ずる行為

(試験委員会)

第3条 本専攻に、試験委員会を置く。

- 2 試験等における不正行為の確認は、試験委員会が行う。

- 3 試験委員は4人とし、専攻長、副専攻長及び教務委員（2人）をもって充てる。
- 4 委員長は、教務委員の一人をもって充てる。

（事実確認のための手続）

第4条 試験における不正行為の事実確認は、次の手続により行う。

- （1） 試験監督者が監督中に不正行為を発見したときは、直ちに、その学生の受験を中止させ、学生証、答案用紙及び不正行為に使用された所持品等を押収等し、試験終了後、当該学生を事務室へ同行する。
 - （2） 試験委員は、直ちに、不正行為を発見した試験監督者及び不正行為を行った疑いのある学生の双方から事情を聴取する。
 - （3） 試験監督者は、「不正行為に関する状況報告書」を作成し、不正行為を行った疑いのある学生は「不正行為に関する意見書」を作成し、それぞれ試験委員へ提出する。
 - （4） 学生が不正行為の事実を否定した場合、事実の確認は試験委員会が行う。
 - （5） 試験委員会は、事実の確認にあたって、試験監督者及び当該学生の双方から事情を聴取する。ただし、当該学生が、事情聴取を拒否した場合又は事情聴取する旨の通知若しくは呼び出しに応じない場合は、当該学生が聴聞の権利を放棄したものとみなす。
 - （6） 当該科目担当者又はその他の者が、試験終了後に不正行為を発見した場合には、不正行為を行った疑いがある学生に事務室への出頭を求め、第2号から第5号までに規定する手続に従って事実を確認する。この場合において、「試験監督者」とあるのは、「当該科目担当者」と読み替えるものとする。
 - （7） 事情の聴取にあたっては、当該学生に対して、その趣旨が成績無効の処置及び懲戒等に関する処分を決するためのものであることを告知しなければならない。また、聴取に際して、文書又は口頭による弁明の権利を告知し、その権利を行使できるようにしなければならない。
- 2 研究報告書（レポート）提出における不正行為を当該科目担当者が発見した場合は、不正行為を行った疑いがある学生に事務室への出頭を求め、前項第2号から第5号までに規定する手続に従って事実を確認する。この場合において、「試験監督者」とあるのは、「当該科目担当者」と読み替えるものとする。
 - 3 第2条第1項第3号が規定する不正行為を当該科目担当者が発見した場合は、不正行為を行った疑いがある学生に事務室への出頭を求め、第1項第2号から第5号までに規定する手続に従って事実を確認する。この場合において、「試験監督者」とあるのは、「当該科目担当者」と読み替えるものとする。

第2章 成績無効の処置

（成績評価の無効）

第5条 前期又は後期（集中講義科目の試験等を除く。）の試験等において、第2条に規定する不正行為を行った場合は、原則としてその学期の全ての授業科目の成績評価を

無効とする。

2 集中講義科目の試験等において、第2条に規定する不正行為を行った場合は、次のとおり処置する。

- (1) 前期の集中講義科目の試験等において不正行為を行った場合は、原則として前期の全ての授業科目の成績評価を無効とする。ただし、9月に行われる集中講義科目の試験等は、後期試験の扱いとし、当該試験等で不正行為を行った場合は、原則として後期の全ての授業科目の成績評価を無効とする。
- (2) 後期の集中講義科目の試験等において不正行為を行った場合は、原則として後期の全ての授業科目の成績評価を無効とする。

(成績評価無効の決定)

第6条 試験等における不正行為により、当該学生の授業科目の成績評価を無効とする決定は、次の手続により行う。

- (1) 試験委員会は、確認された事実に基づき、成績評価を無効とするかどうかについて、意見を添え、専攻会議に報告する。
- (2) 専攻会議は、当該不正行為者に対する処置を決定する。この場合、試験委員会の意見を尊重しなければならない。専攻会議における当該決定は、法学研究科教授会の決定とみなすこととする。
- (3) 決定された処置内容について、文書により、当該学生に通知する。

第3章 懲戒等に関する処分

(厳重注意及び懲戒)

第7条 専攻会議は、第4条の手続により確認された事実に基づき、学生懲戒規程第5条第2項の定める厳重注意に相当するか否かについて、審議を行う。

- 2 専攻長は、前項の審議の結果を研究科長に報告するものとする。
- 3 前項の報告については、大阪公立大学法学部「試験での不正行為に関する取扱規則」第7条第1項から第3項までの規定が準用される。これらの規定中、「学部長」は「研究科長」に、「第3条の手続による確認された事実」は「専攻会議による審議の結果」に、それぞれ読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、不正行為が著しく悪質なものであると認めるときは、専攻会議は、学生懲戒規程第4条の定める懲戒に相当する可能性がある旨の決定について、審議を行うことができる。
- 5 前項の場合において、懲戒に相当する可能性があるとして専攻会議が決定したときは、専攻長は、この決定を法学研究科長に報告するものとする。
- 6 前項の報告については、大阪公立大学法学部「試験での不正行為に関する取扱規則」第7条第4項及び第5項の規定が準用される。これらの規定中、「学部長」は「研究科長」に、「第1項の規定にかかわらず、不正行為が著しく悪質なものであると認めるときは、」は「不正行為が著しく悪質なものであり懲戒に相当する可能性があるとの専攻会議の決定がなされたときは、」に、それぞれ読み替えるものとする。

(調査委員会)

第8条 前条第6項の規定により準用される大阪公立大学法学部「試験での不正行為に関する取扱規則」第7条第5項に基づく措置として設置された、学生懲戒規程第7条第1項の定める調査委員会は、第4条の手続により確認された事実を踏まえ、必要な調査を行い、調査の結果の報告に必要な文書を作成するものとする。

2 調査委員は、専攻長、研究教育体制検討委員長及び本専攻教務委員（2人）をもって充てる。委員長は、専攻長をもって充てる。

3 調査委員会は、必要に応じ、試験監督者、当該学生その他の関係者から事情を聴取する。当該学生からの事情の聴取については、第4条第1項第7号を準用する。

(懲戒案の決定)

第9条 専攻会議は、調査委員会の調査結果に基づき、訓告、停学又は退学のいずれに相当するか及び停学とする場合はその期間について、懲戒案について審議を行う。

2 専攻長は、専攻会議が決定した懲戒案を研究科長に報告する。

3 前項の報告については、大阪公立大学法学部「試験での不正行為に関する取扱規則」第9条の規定が準用される。この規定中、「学部長」は「研究科長」に、「調査委員会の調査結果」は「専攻会議の決定」に、それぞれ読み替えるものとする。

附 則（制定 令和4年2月22日）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（改正 令和4年12月14日）

この規則は、令和4年12月14日から施行する。

法曹養成専攻特待生制度取扱規則

制 定 令和4年3月20日

最近改定 令和4年6月22日

(趣 旨)

第1条 大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（以下「本専攻」という。）における授業料減免制度の取扱いについては、大阪公立大学の授業料等に関する規程に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条 本専攻における授業料減免制度の一つとして、特待生制度を設ける。

(対 象)

第3条 特待生制度の対象者は、第5条に定める特待生選考委員会において、各学期の授業料の10割の割合による減免の推薦を受けた者（以下、「全額免除候補者」という。）又は5割の割合による減免の推薦を受けた者（以下、「半額免除候補者」という。）とする。

2 特待生選考委員会は、本専攻における直前の学期の学業成績に基づいて、各学期ごとに、特に成績が優秀であると認められる者を、特待生制度の対象者として推薦する。ただし、入学初年度の前期については、入学者選抜試験の成績に基づいて推薦する。

3 留年した（進級が認められなかった）者は、留年した当該年度は特待生制度の対象者となることはできない。

4 特待生制度の対象者数は、原則として、全額免除候補者と半額免除候補者を合わせて、各学年について2名以内とする。学業成績の状況によって、一つの学年において、全額免除候補者又は半額免除候補者を推薦しない場合がある。

(申 請)

第4条 前条第1項において特待生制度の対象者として推薦を受けた者は、所定の書類を法学研究科長に提出するものとする。

(委員会の構成)

第5条 本専攻に特待生選考委員会を置く。特待生選考委員会は、専攻長及び副専攻長により構成される。

(その他)

第6条 大阪公立大学の授業料等に関する規程第12条第1項の規定に基づいて授業料の減免の許可を受けた者は、特待生として授業料減免の許可を受けることはできない。

附 則（制定 令和4年3月20日）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（改正 令和４年６月２２日）
この規則は、令和４年６月２２日から施行する。

法学研究科法曹養成専攻特待生制度取扱規則の運用要領

制 定 令和 4 年 3 月 2 0 日

最近改正 令和 5 年 1 2 月 6 日

(趣 旨)

第 1 条 法学研究科法曹養成専攻特待生制度取扱規則の運用については、第 2 条以下に定めるところによる（ただし入学初年度の前期を除く）。

(対 象 者)

第 2 条 当該学期の直前の学期に配当される必修科目について単位を修得できなかった者は、特待生制度の対象とならない。

2 前項の規定にかかわらず、特待生選考委員会は、その必要がある場合、必修科目について単位を修得できなかったものの当該科目において一定の基準点を満たした者を、特待生制度の対象とすることができる。

3 留年者は、当該学年において特待生制度の対象とならない。

4 留年後進級した者は、当該学年の前期において特待生制度の対象とならない。

5 当該学期の直前の学期に修得した単位数が 1 0 単位に満たない者は、特待生制度の対象とならない。

6 大阪公立大学の授業料等に関する規程第 1 3 条に基づいて授業料の減免の許可を受けようとする者は、当該年度の前期において特待生制度の対象とならない。

7 大阪公立大学の授業料等に関する規程第 1 3 条に基づいて授業料の減免の許可を受けた者は、当該年度の後期において特待生制度の対象とならない。

(学業成績評価の対象)

第 3 条 必修科目だけでなく、選択必修科目及び自由選択科目（以下「選択科目」という。）についても、学業成績評価の対象とする。

2 成績評価が合否判定法で行われる科目については、成績評価の対象外とする。

3 成績評価方法に定期試験が含まれている科目の定期試験を学生が受験せず、かつ追試験願を提出しなかったときは、その科目の成績は、当該学生の学業成績評価の対象に含めない。ただし、成績評価方法において定期試験の成績による評価の割合が 4 0 % 未満とされる科目の成績については、この限りでない。

(決 定 方 法)

第 4 条 学生が当該学期の直前の学期に単位を修得した全科目のうち、再履修科目を除く科目の素点を加重平均し（4 単位科目と 2 単位科目を考慮する。）、その平均点の順に特待生制度の対象者を決定する。

2 前項に基づき算出した平均点が同じ場合は、必修科目のみを加重平均した平均点の順による。必修科目の平均点も同じ場合は、選択科目の修得単位数の多い者を優先する。

3 第1項にかかわらず、全必修科目を加重平均した平均点と各選択科目の平均点の間に有意な差がある場合には、当該選択科目の得点を調整した上で、平均点を算出することができるものとする。

附 則（制定 令和4年3月20日）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（改正 令和5年12月 6日）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

法学研究科法曹養成専攻前期終了時の修了取扱規則

制 定 令和4年3月20日

最近改正 令和7年2月 5日

(前期終了時の修了)

第1条 大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（以下「本専攻」という。）に所定の期間在学し、所定の授業科目及びその単位を修得して課程修了資格を得た学生は、願い出により前期終了時をもって修了することができる。これを「前期終了時の修了」という。

(対 象 者)

第2条 修了予定者のうち、前期終了時の修了とすることができる者は、次に掲げる条件に該当する者でなければならない。

(1) 修了予定学年の前期終了時現在において、休学期間を除き、3年以上の在学期間を有する者。ただし、本専攻履修規則第5条2項及び3項に該当する者は、休学期間を除き、当該規定の定める在学期間を有する者。

(2) 修了予定学年の前期終了時点において、課程修了に必要な所定の授業科目及びその単位を修得した者。

(単位数の計算)

第2条 前期終了時の修了の資格認定にあたって、修得単位数は、前年度以前に修得した授業科目の単位数に、当該年度の前期試験により修得した授業科目の単位数を加えた単位数により計算する。ただし、当該年度の前期集中講義科目及びエクスターンシップの修得単位は、除く。

(修了認定願)

第3条 前期終了時の修了を希望する学生は、所定の「前期終了時の修了認定願」を7月31日までに提出しなければならない。ただし、その日が休日にあたるときはその前日とする。

(そ の 他)

第5条 前期終了時の修了を承認するか否かの専攻会議の議は、法学研究科教授会の議とみなすこととする。

第6条 前期終了時の修了希望者は、法学研究科教授会において前期終了時の修了を承認された後は、3月修了への変更はできない。

附 則 (制定 令和4年3月20日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (改正 令和4年5月25日)

この規定は、令和4年5月25日から施行する。

附 則（改正 令和 7 年 2 月 5 日）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

法学研究科法曹養成専攻資料室利用における 暫定的な措置に関する規則

制 定 令和4年3月20日
最近改正 令和5年2月22日

(目 的)

第1条 この規則は、大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（以下「本専攻」という。）資料室（以下「法曹養成専攻資料室」という。）の利用につき、条件が整うまでの暫定的な措置として利用に供するために必要な事項を定める。

(利 用 資 格)

第2条 本専攻に在籍する学生は、法曹養成専攻資料室を利用することができる。

(利 用 時 間)

第3条 法曹養成専攻資料室は、午前8時より午後9時50分までの間、利用することができる。ただし、入構が禁止される期間についてはこの限りでない。

(設 備)

第4条 法曹養成専攻資料室には、書籍、電子資料、雑誌等を設置する。これらの資料は、帯出することができない。

- 2 法曹養成専攻資料室には、複写機を設置する。本専攻に在籍する学生に対しては、複写機用のプリペイドカード（年間600枚）を支給する。
- 3 法曹養成専攻資料室には、パソコン及びプリンタを設置する。

(貸 与 物)

第5条 本専攻に在籍する学生に対しては、法曹養成専攻資料室のカードキーを貸与する。学生は在籍期間中、これを自ら管理し、返却の指示があったときは、返却しなければならない。

(法学研究科資料室の利用)

第6条 本専攻に在籍する学生は、必要な資料が法曹養成専攻資料室、大阪公立大学杉本図書館にないときは、資料室資料管理規則に従い、法学研究科資料室の資料を利用することができる。

(遵 守 事 項)

第7条 法曹養成専攻資料室の施設、及び設置された設備・消耗品等を、その目的に反して使用してはならない。

- 2 利用者は、法曹養成専攻資料室の施設・設備の保全に努めなければならない。
- 3 法曹養成専攻資料室に設置された資料、消耗品等を、室外に持ち出してはならない。

い。

4 法曹養成専攻資料室内では、他の利用者の利用を阻害する行為をしてはならない。

(利 用 停 止)

第8条 前条の義務に違反した者に対しては、法曹養成専攻会議の決定により、一定期間、法曹養成専攻資料室の利用を停止することができる。

資料の盗難や複写機の破損等の、本規則に基づく暫定利用措置を維持しがたい事由が生じた場合には、法曹養成専攻長の判断によって一時的に利用を停止することがある。

(損 害 賠 償)

第9条 責に帰すべき事由により、設備・備品・消耗品等を滅失・毀損せしめたとき、又は貸与されたカードキーを紛失したときは、その損害を賠償させることがある。

(暫定措置の期間)

第10条 本規則に定めた暫定措置は、制定日から当分の間、これを施行するものとする。
その終了及び必要事項については、あらためて法曹養成専攻会議で定める。

附 則（制定 令和4年3月20日）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（改正 令和5年2月22日）

この規程は、令和5年2月22日から施行する。

法学研究科法曹養成専攻自習室利用規則

制 定 令和4年3月20日

(目 的)

第1条 この規則は、大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（以下「本専攻」という。）自習室の利用について必要な事項を定める。

(利 用 資 格)

第2条 本専攻に在籍する学生（休学中の者は除く。以下同じ。）は、自習室を利用することができる。

(利 用 時 間)

第3条 自習室は、午前7時より午後9時50分までの間、利用することができる。ただし、入構が禁止される期間についてはこの限りでない。

(設 備)

第4条 自習室には、机及び椅子を設置する。使用すべき机及び椅子は、年度毎に、在籍者各自について指定する。

2 自習室には、パソコン、プリンタ及びコピー機を設置する。

(貸 与 物)

第5条 本専攻に在籍する学生に対しては、各年度初めに、部屋の鍵、机の鍵を貸与する。学生は当該年度中、これを自ら管理し、返却の指示があったときは、返却しなければならない。

(遵 守 事 項)

第6条 自習室の施設、及び設置された設備・消耗品等を、その目的に反して使用してはならない。

2 利用者は、自習室の施設・設備の保全に努めなければならない。

3 自習室に設置された消耗品等を、室外に持ち出してはならない。

4 自習室内では、パソコン・電気スタンド以外の電化製品は、原則として使用を禁止する。

5 自習室内では、食事・飲酒・喫煙をしてはならない。

6 自習室内では、携帯電話の通話をしてはならない。

7 その他、他の利用者の利用を阻害する行為をしてはならない。

(使 用 停 止)

第7条 前条の義務に違反した者に対しては、法曹養成専攻会議の決定により、一定期間、自習室及び第5条に基づく貸与物の利用停止を命じることができる。

(損 害 賠 償)

第8条 責に帰すべき事由により、設備・備品・消耗品等を滅失・毀損せしめたとき、又は貸与された鍵を紛失したときは、その損害を賠償させることがある。

附 則（制定 令和4年3月20日）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

定期試験の持込等について

- 1 試験の際の持込の可否及びその範囲は、各教員が判断し、その説明も各教員が行う。
- 2 科目ごとの持込等の指示は、定期試験時間割表に明記するので、その指示に十分注意して確認すること。
- 3 試験の際使用することのできる六法は、
 - (1) 法学研究科が指定している六法（「指定六法」という）で、かつ、
 - (2) 書き込み（下線・マーカーは除く）、挟み込み等のないもの、に限られる。
- 4 指定六法は以下のとおり
 - (1) 有斐閣 ポケット六法
 - (2) 三省堂 デイリー六法
 - (3) 有斐閣 六法全書

注意 ○司法試験用六法、司法試験用法文、予備試験用六法、予備試験用法文についても、指定六法に代えて使用することができる。
○持込が許可されていない六法等の持込及びその使用は、不正行為となる。

- 5 担当教員が、指定六法以外の六法の使用を認める場合は、その旨の説明を担当教員が行う。

定期試験の受験上の注意

- 1 試験室においては、黒板に掲示の着席表のとおり着席すること。
- 2 各自の机の上に学生証を提示しておくこと。万一学生証を忘れたときは、必ず事務室に申し出て指示を受けること。

試験開始後、試験監督者により学生証の不携帯を指摘されたときは、当該科目の試験時間終了時まで試験室に待機し、試験監督者とともに事務室に出頭して本人確認を受けること。上記の方法による本人確認がなされなかったときは、当該科目の試験は無効とする。
- 3 持ち込みの許可を受けていないものを、机の上に置かないこと。

(携帯電話等は、電源を切って、鞆の中に入れておくこと。これらを時計として使用することもできない。)
- 4 受験者は、試験開始後 30 分を経過し、かつ、答案用紙を提出した後でなければ退室することはできない。
- 5 遅刻者は、試験開始後 30 分を経過した後は、入室することはできない。
- 6 不正行為を行った者に対しては、その学期の試験成績をすべて無効とするほか、懲戒手続きを行うことがある。
- 7 その他、当該科目の担当者及び試験監督者の指示に従うこと。

定期試験における筆記具の取扱について

定期試験における筆記具は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないもの）に限ることとします。これは、司法試験の論文式試験において指定される筆記具と同じものです。

V そ の 他

V. その他

1. 学生への連絡事項について

授業、休講、試験、奨学金関係、その他学生に対するすべての連絡事項は、学生ポータル（UNIPA）等によって行うので、見落とさないよう注意してください。

2. 履修登録について

- ① 科目を履修し単位を修得するためには、すべての学生が学期ごとの定められた期間内に履修登録を行う必要があります。履修登録をしていない科目（本人の誤認の場合も含む）は、試験を受けることができず、単位を修得することができません。

履修登録期間および履修登録修正期間は学生ポータル（UNIPA）により事前周知します。

- ② 履修登録可能な単位数は、1つの学期については22単位を上限とし、1つの学年全体については、1年次生は39単位、2年次生は36単位、3年次生は38単位を上限とします（ただし、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条第2項の規定に基づく認定連携法曹基礎課程を修了して入学した学生、および、別に定める基準により、登録した履修科目の単位を優れた成績をもって修得することが見込まれる者として認められた学生については、1つの学年全体について44単位とします）。

なお、再履修科目については年間で4単位を限度として、また、法学既修者と認定されたにもかかわらず単位を修得したとみなされなかった科目（履修規則第24条第5項）については、年間6単位を限度として、この上限を超えて履修することができます。また、エクスターンシップも、この上限を超えて履修することができます。ただし、いずれの年次においても、履修登録可能な単位数は、44単位を超えることができません。

3. 諸手続について

- ① 住所、家族等指定連絡人、家族等指定連絡人の住所の変更

住所情報等に変更があったときは、学生ポータル（UNIPA）の「学籍情報変更申請」から内容を更新してください。住所変更に伴う通学証明書の更新が必要な場合は法曹養成専攻事務室へ届け出てください。

- ② 改姓名届、旧姓使用届等

改姓名、旧姓使用等についての申請がある場合は、担当窓口で手続きを行ってください。

- ③ 学生証の再交付紛失

学生証を紛失、破損したときは、すみやかに学生証再交付願を担当窓口へ提出し

てその再交付を受けなければなりません。

④ 奨学金等

各種奨学生の募集ならびに授業料減免分納等に関する申込手續については、その都度、学生ポータル（UNIPA）等により周知します。

4. 司法試験の在学中受験について

法科大学院に在学中の学生のうち、一定の要件を満たした者について、司法試験を在学中に受験する資格が認められます。

在学中に受験する資格を得るためには、以下の3つの要件を満たした上で、司法試験委員会が定める様式により、法科大学院を設置する大学の学長の認定を受けなければなりません（司法試験法施行規則〔施行は令和4年10月1日〕4条）。

- (1) 法科大学院に在学していること
- (2) 司法試験が行われる日の属する年の3月31日までに当該法科大学院において所定科目単位（後述参照）を修得していること
- (3) 当該年の4月1日から1年以内に当該法科大学院を修了する見込みがあること

なお、認定を受けた後であっても、司法試験が終了する日までの間に上記の要件を満たさなくなったときは、認定が取り消されます。

所定科目単位は、以下の通り、合計52単位と定められています（司法試験法施行規則3条）

（具体的な科目名については、履修規則の別表第3を参照して下さい）。

- ① 法律基本科目の基礎科目 30単位
- ② 法律基本科目の応用科目 18単位
- ③ 選択科目 4単位

法学研究科法曹養成専攻 科目ナンバリングについて

科目ナンバリングとは、「授業科目に適切な番号を付し分類することで学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組み」（文部科学省）のことを指します。

科目ナンバリングは、教育課程の体系性を示すために、科目に記号と番号を組みあわせて付与することによって、科目の学問分野、カリキュラム内での位置づけを示す仕組みです。本学では、科目の属性に応じて、アルファベットと数字を組み合わせた以下の7項目(13桁)により構成し、各科目に付番しています。

科目ナンバリングコード体系

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
A	A	A	A	A	A	0	0	0	0	0	-	J 1
①			②			③	④	⑤	⑥ ⑦			

①部局コード：(1～3桁目)

法学研究科法曹養成専攻は「FCA」とする。

②科目の学問分野：(4～6桁目)

法学研究科法曹養成専攻の授業科目は全て「LAW」とする。

③レベルコード：(7桁目)

当該科目の授業のレベルを示す。法曹養成専攻は以下のとおり。

大学院専門科目（基礎的な内容）	7
大学院専門科目（発展的な内容、研究指導科目）	8

④研究科/専攻における科目区分（8桁目）

法曹養成専攻の科目区分は以下のとおり。

法律基本科目	1
法律実務基礎科目	2
基礎法学・隣接科目	3
展開・先端科目	4

⑤連番による採番（９～１１桁目）

授業科目について、④で付番した科目区分の中で重複しないように番号を付番する。

⑥講義使用言語（１２桁目）

講義で使用されている言語を示す。

J	日本語
E	英語
D	ドイツ語
F	フランス語
C	中国語
R	ロシア語
K	朝鮮語
B	バイリンガル（学生に応じて日本語と英語の併用） ※演習科目及び卒業論文、卒業研究のみ
M	マルチユース（資料・教材・板書は英語を使用し、講義は日本語で行う場合）

⑦授業形態（１３桁目）

科目の授業形態を示す。

1	講義
2	演習
3	実験
4	実習
5	混合
6	卒業論文、卒業研究

法曹養成専攻 科目ナンバリング一覧表

科目名	科目ナンバー	科目名	科目ナンバー
《 (a) 法律基本科目 》		公法系訴訟実務の基礎	FCALAW82005-J1
①公法系（憲法・行政法など）		法文書作成	FCALAW82006-J1
人権の基礎理論	FCALAW71001-J1	弁護実務基礎論（ロイヤリングを中心に）	FCALAW82007-J1
統治の基本構造	FCALAW71002-J1	民事模擬裁判	FCALAW82008-J2
行政活動と法	FCALAW81003-J1	刑事模擬裁判	FCALAW82009-J2
公法総合演習A（憲法訴訟論）	FCALAW81004-J2	中小企業向け法律相談	FCALAW82010-J5
公法総合演習B（行政救済論）	FCALAW81005-J2	《 (c) 法律実務基礎科目 》	
公法理論の展開	FCALAW81007-J1	法社会学	FCALAW83003-J1
②民事法系（民法、商法、民事訴訟法など）		法哲学	FCALAW83001-J1
民法A（総則・物権総論）	FCALAW71008-J1	日本法制史	FCALAW83004-J1
民法B（債権総論）	FCALAW71009-J1	英米法	FCALAW83005-J1
民法C（契約法）	FCALAW71010-J1	中国法	FCALAW83002-J1
民法D（法定債権）	FCALAW71011-J1	ドイツ法	FCALAW83006-J1
民法E（担保法）	FCALAW71012-J1	《 (d) 展開・先端科目 》	
商法（企業組織法）	FCALAW71018-J1	刑事政策	FCALAW84001-J1
民事訴訟法1（判決手続の基礎）	FCALAW71022-J1	租税法A	FCALAW84029-J1
民法F（家族法の基礎）	FCALAW81013-J1	租税法B	FCALAW84030-J1
民法総合演習A	FCALAW81014-J2	環境法	FCALAW84003-J1
民法総合演習B	FCALAW81015-J2	倒産法1	FCALAW84007-J1
商法総合演習A（企業組織法）	FCALAW81019-J2	消費者法	FCALAW84004-J1
商法総合演習B（企業取引法）	FCALAW81020-J2	労働法A	FCALAW84010-J1
民事訴訟法2（複雑な訴訟・上訴）	FCALAW81023-J1	社会保障法	FCALAW84013-J1
民事訴訟法総合演習	FCALAW81024-J2	経済法1	FCALAW84014-J1
民法理論の展開A	FCALAW81016-J2	知的財産法A	FCALAW84017-J1
民法理論の展開B	FCALAW81017-J1	国際法	FCALAW84020-J1
商法理論の展開	FCALAW81021-J1	国際経済法	FCALAW84021-J1
民事法総合演習（実務民事法総合演習）	FCALAW81025-J2	国際取引法	FCALAW84022-J1
③刑事法系（刑法、刑事訴訟法など）		国際財産法	FCALAW84025-J1
刑法第1部A（総論・犯罪論および刑罰論の基礎）	FCALAW71026-J1	国際家族法	FCALAW84026-J1
刑法第1部B（総論・犯罪論の展開）	FCALAW71027-J1	国際民事手続法	FCALAW84027-J1
刑法第2部（各論）	FCALAW71028-J1	国際人権法	FCALAW84023-J1
刑事訴訟法	FCALAW71030-J1	金融・保険法	FCALAW84005-J1
刑事訴訟法総合演習	FCALAW81031-J2	民事執行・保全法	FCALAW84006-J1
刑法総合演習	FCALAW81029-J2	倒産法2	FCALAW84008-J1
刑事法総合演習	FCALAW81033-J2	倒産法演習	FCALAW84009-J2
刑事法理論の展開	FCALAW81032-J1	労働法B	FCALAW84011-J1
《 (b) 法律実務基礎科目 》		労働法演習	FCALAW84012-J2
法曹倫理	FCALAW82001-J1	経済法2	FCALAW84015-J1
民事訴訟実務の基礎	FCALAW82002-J1	経済法演習	FCALAW84016-J2
エクスターンシップ	FCALAW82003-J4	知的財産法B	FCALAW84018-J1
刑事訴訟実務の基礎	FCALAW82004-J1	知的財産法演習	FCALAW84019-J2
		中小企業法	FCALAW84028-J1

大学院法学研究科法学政治学専攻 博士後期課程 入学者選抜要項（抄）

制 定 令和 3 年 10 月 26 日

最近改正 令和 4 年 4 月 27 日

1 選抜方式

一般選抜、外国人特別選抜

2 募集人員

4 人とし、選抜方式ごとの定員は設けない。

3 出願資格

一般選抜及び外国人留学生特別選抜いずれも、大学院学則等で定める入学資格によるものとする。

4 選抜方法

筆答及び口述試験によるものとし、選抜試験の成績及び出願書類の内容を総合して行う。

【以下、2025 年度春入学 大阪公立大学大学院法学研究科博士後期課程学生募集要項（抜粋）】

入学者選抜方法 （一般選抜）

2025 年 2 月 13 日（木）		
9：00～10：30	10：40～12：10	13：00～
筆答試験（専門科目）	筆答試験（外国語）	口述試験
志望する専攻分野に対応する専門科目 1 科目を選択（13 ページの表 B 欄参照） (100 点)	志望する専攻分野に対応する外国語科目から 1 か国語選択（13 ページの表 C 欄参照） (100 点)	提出された修士論文又は小論文、研究計画書、及び筆答試験について行います。 (1 人あたり約 30 分) (合否で判定する)
①提出された修士論文等の水準が極めて高い場合は「筆答試験（専門科目）」を免除しその内容で評価する。 ②大阪公立大学大学院法学研究科博士前期課程又は大阪市立大学大学院法学研究科前期博士課程からの進学者については、「筆答試験（専門科目）」及び「筆答試験（外国語）」の一部又は全部が免除される場合がある。		

注 1 実際の口述試験の開始時刻は、当日掲示します。

注 2 専門試験科目の筆答試験については、「六法」を 1 冊貸与します。

注 3 外国語の筆答試験については、辞書 1 冊の持込み使用を認めます（ただし、電子辞書は不可）。

注 4 筆答試験の免除結果は、2025 年 1 月 30 日（木）10：00 から試験当日まで本学 Web サイト

(https://www.omu.ac.jp/admissions/g/exam_info/pass/)にて発表します。免除対象者の確認には

出願受付番号が必要です。電話等での照会には一切応じません。

大学院で専攻する分野（A 欄）	筆答試験専門科目（B 欄）	指定する外国語（C 欄）
日本法制史	日本法制史	英語、ドイツ語、フランス語、中国語
英米法	英米法	英語
ドイツ法	ドイツ法	ドイツ語
アジア法（中国法）	アジア法（中国法）	中国語

憲法	憲法	英語、ドイツ語、フランス語
租税法	租税法	英語、ドイツ語、フランス語
刑法	刑法	英語、ドイツ語、フランス語、中国語
刑事訴訟法	刑事訴訟法	英語、ドイツ語、フランス語、中国語
民法	民法	英語、ドイツ語、フランス語
商法	商法（商法総則・会社法）	英語、ドイツ語、フランス語、中国語
民事訴訟法	民事訴訟法	英語、ドイツ語、フランス語
倒産法	倒産法	英語、ドイツ語、フランス語
労働法	労働法	英語、ドイツ語、フランス語、中国語
社会保障法	社会保障法	英語、ドイツ語、フランス語、中国語
国際法	国際法	英語、フランス語
政治学	政治学	英語、ドイツ語、フランス語
政治学史	政治学史	英語、ドイツ語、フランス語
比較政治学	比較政治学	英語
欧州政治外交史	欧州政治外交史	英語、ドイツ語、フランス語
国際政治	国際政治	英語、ドイツ語、フランス語
行政学	行政学	英語、ドイツ語、フランス語

（予備日）

自然災害等の不測の事態により、上記日程での試験実施が困難となった際、2025年2月14日（金）を予備日とします。

※なお、博士後期課程の試験日に自然災害等の影響を直接受けない場合でも、予備日に試験を実施する場合があります。

※試験等が予定通り実施できない場合、本学Webサイトにてお知らせしますので、確認してください。

<https://www.omu.ac.jp/admissions/g/>

○ 出願資格、出願書類等については、入試課に問い合わせること。

VI 名 簿

法学研究科法曹養成専攻担当教員名簿

研究者専任教員

高田 倫子	教 授	統治の基本構造 公法総合演習 A（憲法訴訟論）
杉本 好央	教 授	民法 A（総則・物権総論） 民法 B（債権総論） 民法理論の展開 B
坂口 甲	教 授	民法 C（契約法） 民法総合演習 B
藤井 徳展	准教授	民法 E（担保法） 民法総合演習 B
小柿 徳武	教 授	商法（企業組織法） 商法総合演習 A（企業組織法） 商法総合演習 B（企業取引法） 商法理論の展開 中小企業法
鶴田 滋	教 授	民事訴訟法 1（判決手続の基礎） 民事訴訟法 2（複雑な訴訟・上訴） 民事訴訟法総合演習
三島 聡	教 授	刑法第 2 部（各論） 刑事訴訟法総合演習 刑事法理論の展開
金澤 真理	教 授	刑法第 1 部 A（総論・犯罪論および刑罰論の基礎） 刑法第 1 部 B（総論・犯罪論の展開） 刑法総合演習 刑事政策
勝田 卓也	教 授	英米法

実務家教員

原田 裕彦	特任教授	法曹倫理 民事訴訟実務の基礎 民事模擬裁判 中小企業向け法律相談 エクスターンシップ
山本 健司	特任教授	法文書作成 弁護実務基礎論（ロイヤリングを中心に）
高見 秀一	特任教授	刑事訴訟法総合演習 刑事訴訟実務の基礎

杉本 吉史	特任教授	刑事模擬裁判 刑事法総合演習 刑事訴訟実務の基礎
溝渕 雅男	特任教授	倒産法 1 倒産法 2 倒産法演習
塩見 卓也	特任教授	労働法 A 労働法 B 労働法演習
永田 貴久	特任教授	知的財産法 A 知的財産法 B 知的財産法演習 中小企業法
安田 善紀	特任教授	法曹倫理 民事訴訟実務の基礎 中小企業法

研究者兼担教員（＊の教員は法曹養成専攻運営に関与）

森山 浩江*	教 授	民法 D（法定債権） 民法 F（家族法の基礎） 民法総合演習 A 民法理論の展開 A
仲 卓真	准教授	商法理論の展開
松倉 治代	准教授	刑事訴訟法
安竹 貴彦	教 授	日本法制史
守矢 健一	教 授	ドイツ法
酒井 貴子*	教 授	租税法 A 租税法 B 中小企業法
川村 行論*	准教授	社会保障法 中小企業法
中井 愛子*	教 授	国際法 国際人権法
山下 朋子	准教授	国際経済法 国際取引法
王 晨*	教 授	中国法
高橋 英治*	教 授	
根本 到*	教 授	
徳永 元*	准教授	

兼任講師

渡邊 賢	講 師	人権の基礎理論 公法理論の展開
松戸 浩	講 師	公法理論の展開
重本 達哉	講 師	行政活動と法 公法総合演習 B（行政救済論）
高田 昌宏	講 師	民事訴訟法総合演習
草尾 光一	講 師	民事法総合演習 中小企業向け法律相談
川崎 英明	講 師	刑事法理論の展開
山下 侑士	講 師	公法系訴訟実務の基礎
辰田 昌弘	講 師	民事模擬裁判
高橋 幸平	講 師	民事模擬裁判 中小企業向け法律相談
小原 正敏	講 師	中小企業向け法律相談
道上 達也	講 師	中小企業向け法律相談
阿部 昌樹	講 師	法社会学 中小企業法
早川 のぞみ	講 師	法哲学
曾和 俊文	講 師	環境法
坂東 俊矢	講 師	消費者法
渕川 和彦	講 師	経済法 1 経済法 2 経済法演習
石田 眞得	講 師	金融・保険法
仲田 哲	講 師	民事執行・保全法
国友 明彦	講 師	国際財産法 国際家族法 国際民事手続法
生熊 長幸	講 師	中小企業法
岡本 岳	講 師	中小企業法
白出 博之	講 師	中小企業法
高橋 眞	講 師	中小企業法
赫 高規	講 師	中小企業法
中原 茂樹	講 師	中小企業法
和久井 理子	講 師	中小企業法

2. 教員名簿

○教員【研究科・学部】

研究科長・学部長 教 授 手塚 洋輔

(基礎法学)

日本法制史 教 授 安竹 貴彦
 英米法 教 授 勝田 卓也
 ドイツ法 教 授 守矢 健一
 アジア法 教 授 王 晨

(公法・社会法)

憲法 教 授 高田 倫子
 憲法 准 教 授 北村 幸也
 行政法 准 教 授 佐藤 悠広
 租税法 教 授 酒井 貴子
 国際法 教 授 中井 愛子
 国際経済法 准 教 授 山下 朋子
 刑法 教 授 三島 聡
 刑法 教 授 金澤 真理
 刑法 准 教 授 徳永 元
 刑事訴訟法 准 教 授 松倉 治代
 労働法 教 授 根本 到
 社会保障法 准 教 授 川村 行論

(私法)

民法 教 授 森山 浩江
 民法 教 授 杉本 好央
 民法 教 授 坂口 甲
 民法 准 教 授 藤井 徳展
 民法 准 教 授 吉原 知志
 商法 教 授 高橋 英治
 商法 教 授 小柿 徳武
 商法 准 教 授 仲 卓真
 民事訴訟法 教 授 鶴田 滋
 民事訴訟法 准 教 授 岡成 玄太

(政治・行政学)

政治学 教 授 永見 瑞木
 比較政治学 教 授 稗田 健志
 政治学史 教 授 宇羽野明子
 欧州政治外交史 教 授 野田 昌吾
 国際政治 教 授 永井 史男
 行政学 教 授 手塚 洋輔

(実務家教員)

民事法 特任教授 原田 裕彦

民事法
民事法
民事法
民事法
民事法
刑事法
刑事法

特任教授
特任教授
特任教授
特任教授
特任教授
特任教授
特任教授

山本 健司
溝渕 雅男
塩見 卓也
永田 貴久
安田 善紀
高見 秀一
杉本 吉史

○非常勤講師

(学部)

日本近代法制史
西洋法制史
ローマ法
民法第2部(物権)
商法第1部(総則・商行為)
金融商品取引法
金融商品取引法
金融商品取引法・法曹実務入門
経済法
国際経済法
国際組織法
フランス法
政治過程論
公共政策論
知的財産法
法曹実務入門
法曹実務入門
法曹実務入門
法曹実務入門
法曹実務入門
法曹実務入門
法曹実務入門
法曹実務入門
法曹実務入門
法曹実務入門
法曹実務入門
法学政治学計量分析
法政2年次演習

小野 博司
佐藤 団
飛世 昭裕
金丸 義衡
北村 雅史
梅本 剛正
針生 正則
池田 聡
植村 吉輝
平 覚
桐山 孝信
松本 英実
品田 裕
上川龍之進
赤松 俊治
川上 博之
田中 幸佑
安藤 良平
富田 真平
加納 淳子
松田 真紀
玉野まりこ
仲岡しゅん
高橋 幸平
田渕 大介
神田 洋一
西 耕平
澤村 航

大阪大学大学院高等私法研究科
京都大学大学院法学研究科
帝塚山大学法学部
甲南大学法学部
関西大学法務研究科
甲南大学全学共通教育センター
株式会社大阪取引所
中之島シティ法律事務所
阪南大学経済学部
大阪市立大学名誉教授
大阪公立大学名誉教授
青山学院大学法学部
神戸大学大学院法学研究科
大阪大学大学院法学研究科
プログレ法律特許事務所
ゼラス法律事務所
中央総合法律事務所
荒鹿法律事務所
きづがわ共同法律事務所
第一法律事務所
うるわ総合法律事務所
法律事務所つむぎ
うるわ総合法律事務所
梅田総合法律事務所
田渕総合法律事務所
シャープ株式会社
神戸大学大学院法学研究科博士後期課程

(研究科)

外国法研究
人権の基礎理論・公法理論の展開
行政活動と法・公法総合演習B
公法理論の展開
民事訴訟法総合演習
民事法総合演習・中小企業向け法律相談
刑事法理論の展開
公法系訴訟実務の基礎

高田 篤
渡邊 賢
重本 達哉
松戸 浩
高田 昌宏
草尾 光一
川崎 英明
山下 侑士

追手門学院大学法学部
大阪公立大学名誉教授
同志社大学法科大学院
立教大学大学院法務研究科
早稲田大学大学院法務研究科
草尾法律事務所
関西学院大学名誉教授
共栄法律事務所

民事模擬裁判	辰田 昌弘	辰田法律事務所
民事模擬裁判・中小企業向け法律相談	高橋 幸平	梅田総合法律事務所
中小企業向け法律相談	小原 正敏	きつかわ法律事務所
中小企業向け法律相談	道上 達也	北門総合法律事務所
法哲学	早川 のぞみ	桃山学院大学法学部
環境法	曾和 俊文	関西学院大学名誉教授
消費者法	坂東 俊矢	京都産業大学法学部
経済法 1・経済法 2・経済法演習	渕川 和彦	慶應義塾大学法学部
金融・保険法	石田 眞得	関西学院大学法学部
民事執行・保全法	仲田 哲	仲田哲法律事務所
国際財産法・国際家族法・国際民事手続法	国友 明彦	大阪公立大学名誉教授
法社会学・中小企業法	阿部 昌樹	大阪公立大学名誉教授
中小企業法	生熊 長幸	大阪市立大学名誉教授
中小企業法	白出 博之	名古屋経済大学
中小企業法	岡本 岳	岡本・豊永法律事務所
中小企業法	和久井理子	京都大学大学院法学研究科
中小企業法	中原 茂樹	関西学院大学司法研究科
中小企業法	赫 高規	関西法律特許事務所
中小企業法	高橋 眞	大阪市立大学名誉教授

—— 付 録 ——

大阪公立大学 法学会会則

制 定 昭和 24 年 4 月 1 日
最近改正 令和 4 年 2 月 8 日

(名 称)

第 1 条 本会は、大阪公立大学法学会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を大阪公立大学法学部におく。

(目 的)

第 3 条 本会は、法学・政治学に関する研究・教育及びその助成を目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「法学雑誌」の発行
- (2) 「法学叢書」の編集
- (3) 研究会の開催
- (4) その他、評議員会において適当と認めた事業

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、次の者とする。

- (1) 正会員 法学研究科の専任教員及び特任教員
- (2) 名誉会員 下の各号に該当する者
 - ① 大阪市立大学法学部又は法学研究科の名誉教授
 - ② 法学研究科の名誉教授
 - ③ 本会に特別の寄与をした者であって評議員会が認めた者
- (3) 賛助会員 本会の目的趣旨に賛同し、所定の会費を納入する者
- (4) 学生会員 法学部学生並びに法研究科学生及び研究生
- (5) 特別会員 下の各号に該当する者で、入会を希望し、評議員会が認めた者
 - ① 法学研究科又は大阪市立大学法学部若しくは法学研究科の専任教員であった者
 - ② 法学部又は法学研究科の非常勤講師（全学共通科目の法学・政治学関係科目の担当者を含む。）
 - ③ 法学研究科又は大阪市立大学法研究科に在学した者で、法学・政治学関係の研究職、専門職にある者
 - ④ その他、前各号の規定に準じる者で正会員より推薦があった者

(評議員会)

第6条 本会に評議員会をおく。

- (1) 評議員会は、正会員で構成する。但し、法学研究科の特任教員は、この限りでない。
- (2) 評議員会は、随時会長がこれを招集する。
- (3) 評議員会は、事業報告、決算報告、予算審議、その他重要事項の決定を行う。
- (4) 評議員会は、評議員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- (5) 評議員会の議決は、出席者の過半数の賛成による。

(役員)

第7条 本会の会務を処理するため次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 編集・研究会委員 4名
- (3) 庶務委員 4名
- (4) 会計委員 1名
- (5) 会計監査委員 1名

2 役員は、評議員会において互選する。役員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

(事務担当者)

第8条 会長は、本会の事務を処理するため、事務担当者を委嘱することができる。

(会費)

第9条 会員は、本会に、次に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員を除く。

- (1) 正会員 年額 16,800 円
- (2) 賛助会員 年額 法人 1口 30,000 円
個人 1口 30,000 円
- (3) 学生会員 年額 5,000 円
(入学時に標準年数分一括納入)
- (4) 特別会員 年額 5,000 円

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第11条 本会則の改正は、評議員会の議決による。ただし、この議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則 (抄)

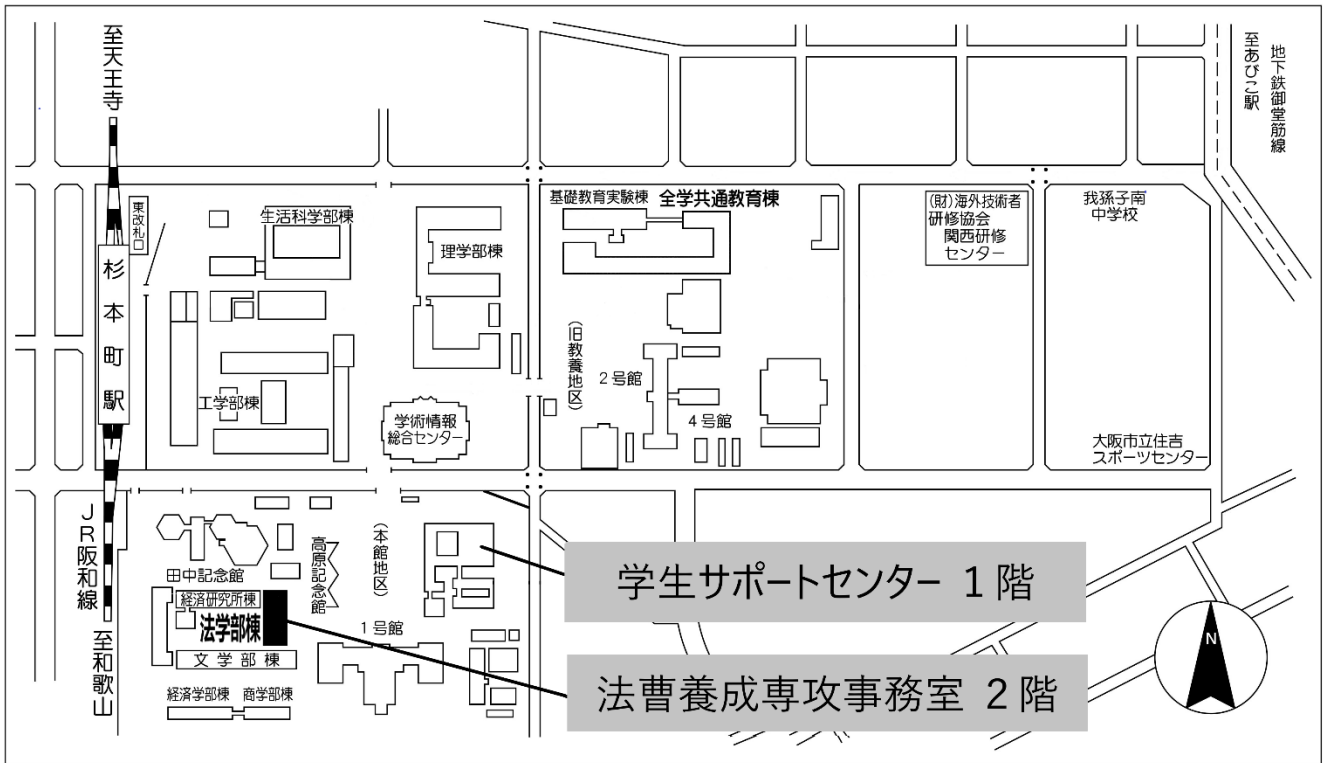
附 則 (改正 令 4.2.8)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○「法学会」に係る慶弔関係 (平 7.5.16)

正会員が死亡した場合、慶弔金 50,000 円とする。

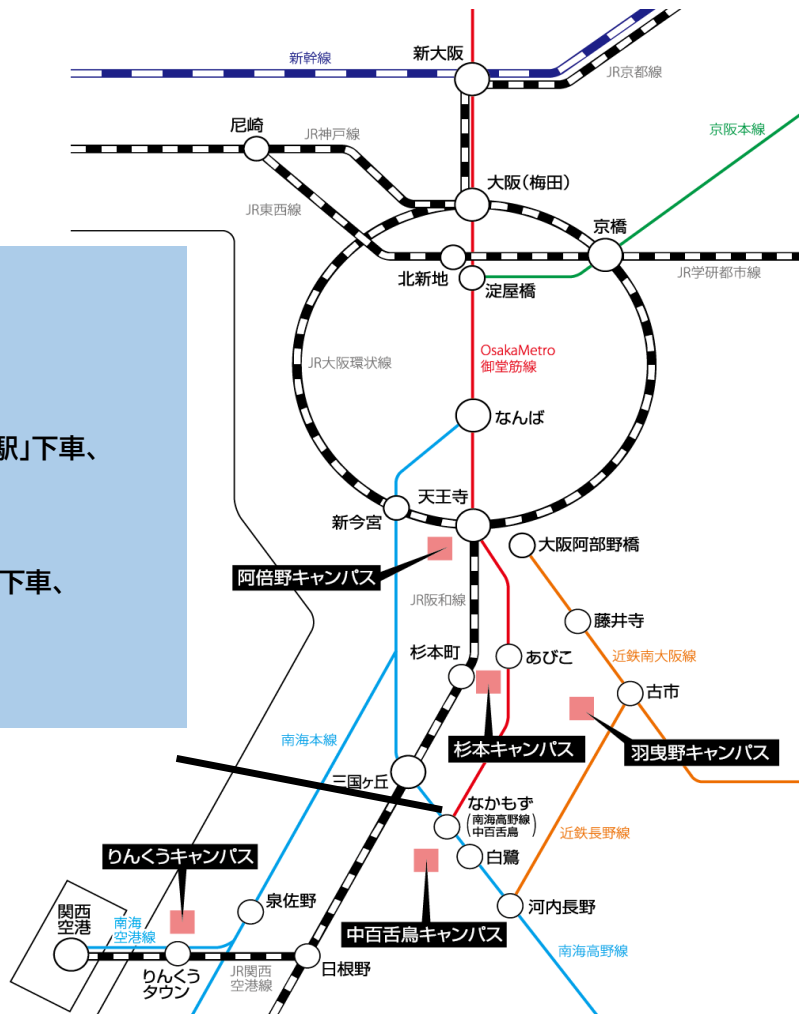
杉本キャンパスマップ



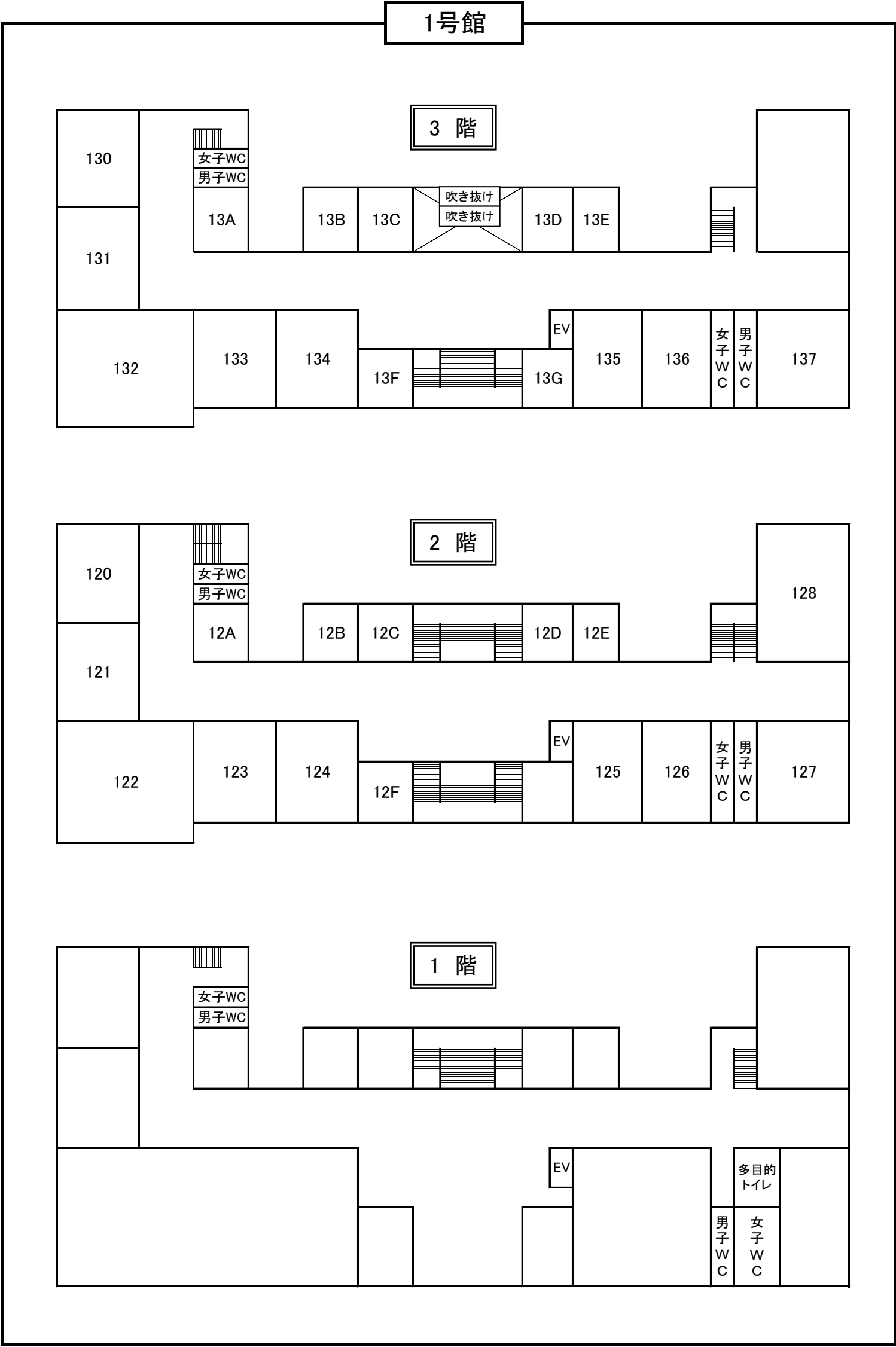
〒558-8585

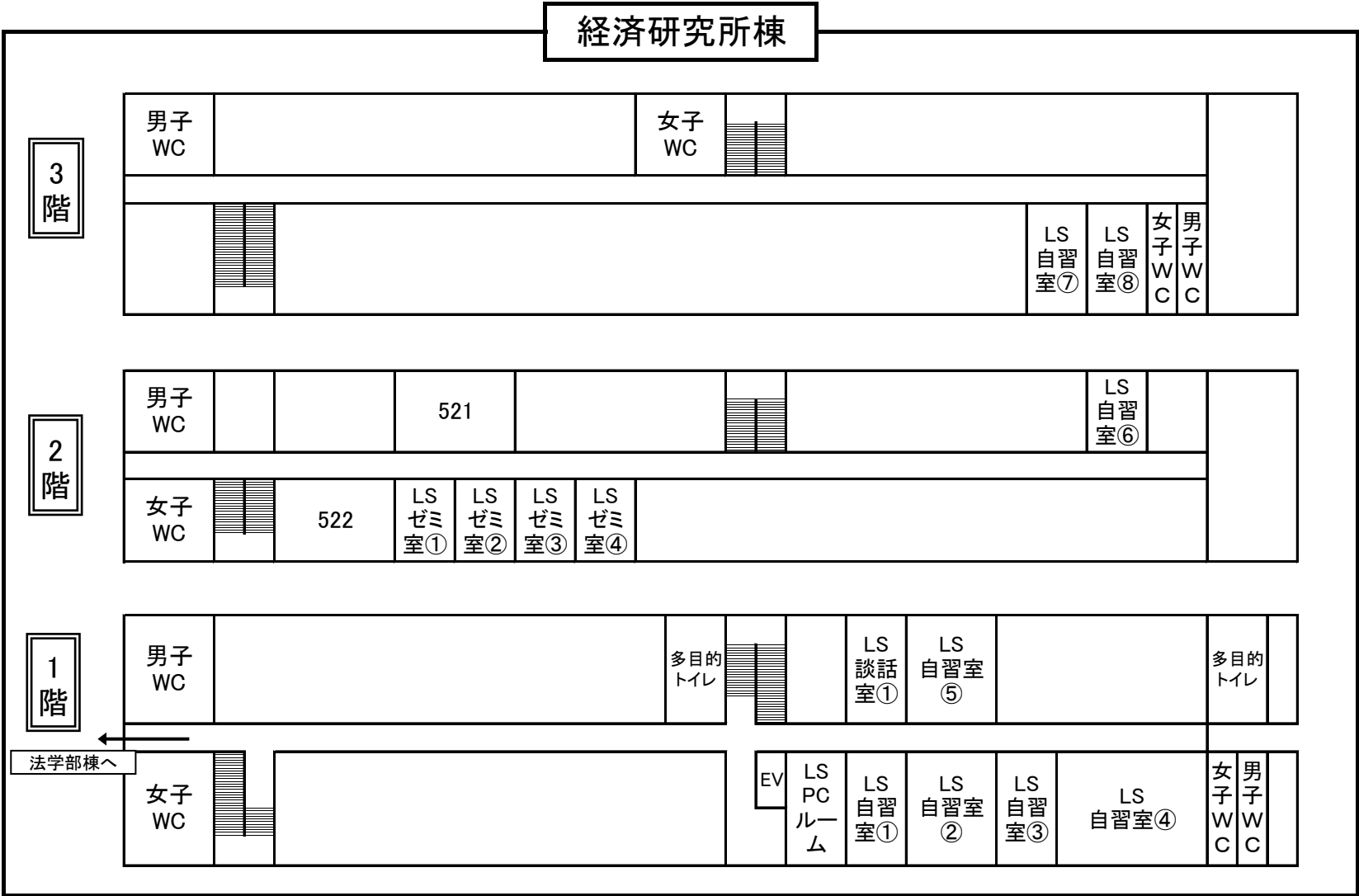
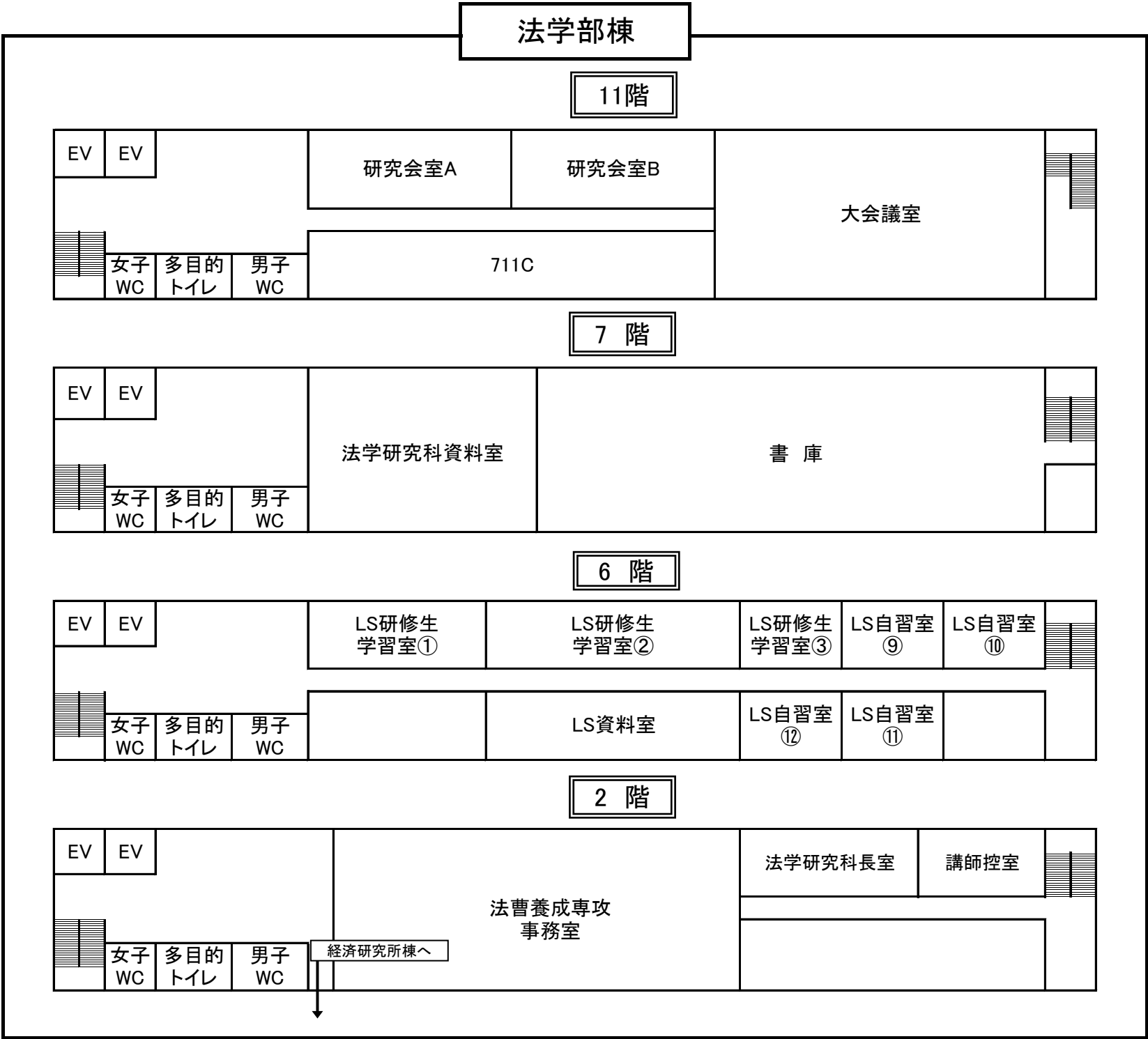
大阪市住吉区杉本 3-3-138

- ・JR 阪和線「杉本町(大阪市立大学前)駅」下車、東口からすぐ
- ・Osaka Metro 御堂筋線「あびこ駅」下車、4号出口から南西へ徒歩約 15 分



本館地区各教室見取図





大阪公立大学大学院 法学研究科法曹養成専攻

TEL 06-6605-2301(直通)

<https://www.omu.ac.jp/lawschool/>